

南九州市 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

～ みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせる まちづくり ～



令和3年3月
鹿児島県南九州市

はじめに

近年、急速に進む少子高齢化や核家族化の進行、家庭や地域社会のあり方の多様化などにより、障害者本人とその家族を取り巻く環境やニーズも大きく変化する中で、障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりが必要となっています。

また、障害者総合支援法では基本理念として「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」が掲げられ、障害のある人を総合的に支援していくことが求められています。



本市では、「みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせる まちづくり」を目標として、障害福祉施策を推進して参りました。

この度、現行の障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間が終了することから、新たな「南九州市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定することといたしました。

本市におきましても、高齢化の進んでいる状況の中、だれもが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「地域共生社会の実現」「障害児支援」「就労定着に向けた支援」など障害福祉施策の向上に引き続き取り組んで参ります。

本計画を実現していくためには、市民の皆様をはじめ、事業者、行政、各種団体等が一丸となって連携・協働し、各種施策を推進していくことが重要であると考えておりますので、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重な御意見をいただきました「南九州市障害福祉計画等策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力をいただきました市民の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の概要	1
3 計画策定に係る国の基本指針のポイント	4
第2章 障害のある人を取り巻く現状	5
1 総人口及び障害のある人の推移について	5
2 アンケート調査から見た障害者の意識	11
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 障害者総合支援法の概要	25
2 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的理念	28
第4章 障害福祉サービスの見込量等	29
1 国の基本指針	29
2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標と活動指標	31
3 第6期障害福祉計画サービスの見込みと確保策	42
1) 訪問系サービスの見込量	42
2) 日中活動系サービスの見込量	49
3) 居住系サービスの見込量	64
4) 相談支援サービスの見込量	70
5) 地域生活支援事業の見込量	76
4 第2期障害児福祉計画サービスの見込みと確保策	89
第5章 計画の推進に当たって	97
1 推進体制の整備	97
2 進行管理及び点検・評価	97
資料編	98
1 南九州市障害福祉計画等策定委員会設置要綱	98
2 南九州市障害福祉計画等策定委員会 委員名簿	100
3 用語解説	101

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成18年に、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者自立支援法」が施行されました。そこでは、障害福祉計画の策定が義務づけられ、市町村はサービスの数値目標を設定し、計画に基づく施策の推進が求められてきました。また、平成25年4月1日には、障害者自立支援法に代わり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

その後におきましても、発達障害者支援法、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われる中、第5期障害福祉計画の策定に向けた基本指針において、市町村に「障害児福祉計画」策定の義務付けなど、障害者福祉を取り巻く環境は変化を続けています。

本市では、障害者基本法の基本理念にのっとり、障害者に関する基本的な計画として、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「南九州市障害者計画」を平成30年3月に策定しました。また、障害（児）福祉計画については3年を1期とした計画であることから、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とする「南九州市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定しました。

この度、令和2年度を以って第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の期間が終了することから、国・県の動向、南九州市におけるこれまでの計画の目標数値に対する進捗状況や各年度における障害福祉サービス利用の状況等を踏まえ、令和5年度を最終目標年次とした具体的な目標数値や各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、本市における障害福祉施策の一層の充実を図るために「南九州市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の概要

（1）計画の位置づけ

① 第6期障害福祉計画

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、障害福祉サービスの提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

② 第2期障害児福祉計画

この計画は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

（２）障害者計画と障害（児）福祉計画の関係

障害者基本法による「障害者計画」は、障害者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障害者のくらしを支えるための計画であり、ノーマライゼーションの理念を継承し、障害者の社会への参加，参画に向けた施策の推進を図るための長期計画です。

一方，障害者総合支援法及び児童福祉法による「障害（児）福祉計画」は，障害者（児）が生活する上で必要な障害福祉サービス，相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり，提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

なお，本市で策定する地域福祉計画，総合計画が上位計画となります。

南九州市総合計画（平成 30 年度～）

人と自然が共生する 活気あふれる 住みよいまち 南九州市

【分野別目標】

保健福祉（みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせる まちづくり）

【基本施策：保健福祉】

- ① 地域保健・医療の充実 ② 子育て支援体制の強化
- ③ 高齢者福祉の充実 ④ 障害者（児）福祉の充実 ⑤ 地域福祉社会の充実

地域福祉計画（平成 30 年度～）

南九州市障害者計画

障害者施策全般についての基本計画

南九州市障害福祉計画，南九州市障害児福祉計画

障害福祉サービスなどの見込み量との方策

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等

(3) 計画の対象者

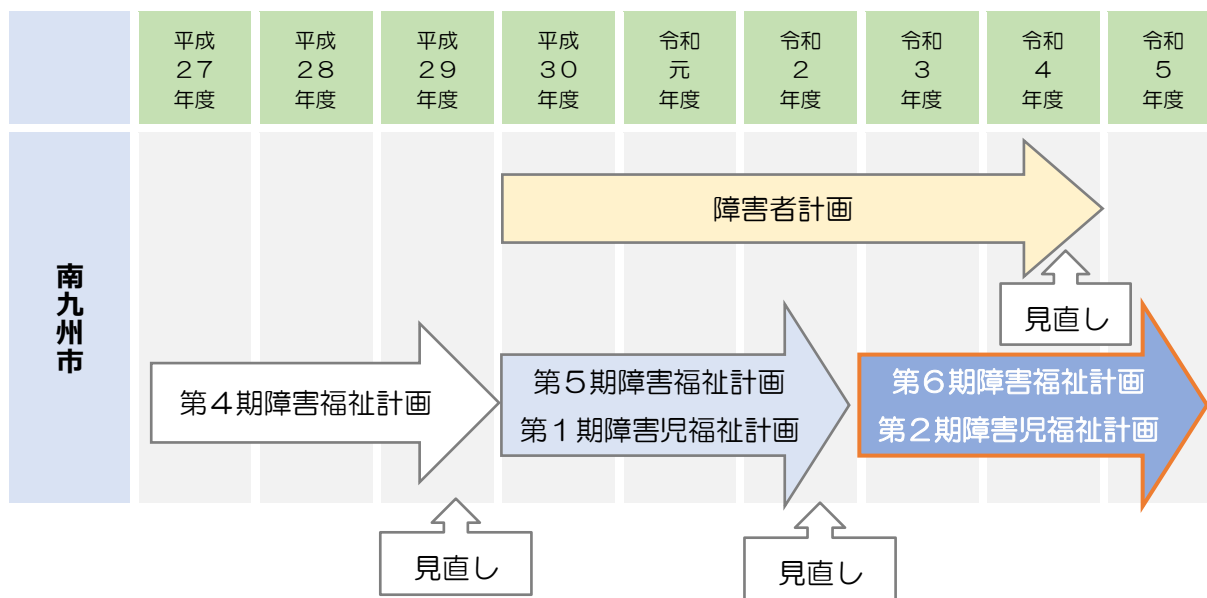
この計画の対象となる「障害者」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者のみならず、難病を患っている方も対象としています。

また、児童福祉法第4条第2項に規定する「障害児」についても対象としています。

身体障害者	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
知的障害者	知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
精神障害者	精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者のうち18歳以上である者
難病	障害者総合支援法第4条に規定する疾病
障害児	児童福祉法第4条第2項に規定する児童

(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



3 計画策定に係る国の基本指針のポイント

本計画は、国の基本指針に沿って策定を行います。国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本指針におけるポイントは次の通りです。

基本指針見直しの主なポイント

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑦ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑧ 障害者の社会参加を支える取組
- ⑨ 障害福祉サービス等の質の向上
- ⑩ 障害福祉人材の確保

成果目標(計画期間が終了する令和5年度末の目標)

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

第2章 障害のある人を取り巻く現状

1 総人口及び障害のある人の推移について

(1) 人口の推移

本市の総人口は、令和2年4月現在で34,452人となっており、平成29年度の36,233人と比較すると1,781人の減少（4.9%減）となっています。

市における各障害者手帳所持者総数は、令和2年4月現在3,172人で、その内訳は身体障害者手帳所持者が2,441人、療育手帳所持者が479人、精神障害者保健福祉手帳所持者が252人となっています。

総人口に占める割合をみると、令和2年度は、身体障害者手帳所持者は7.1%、療育手帳所持者は1.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者は0.7%となっています。

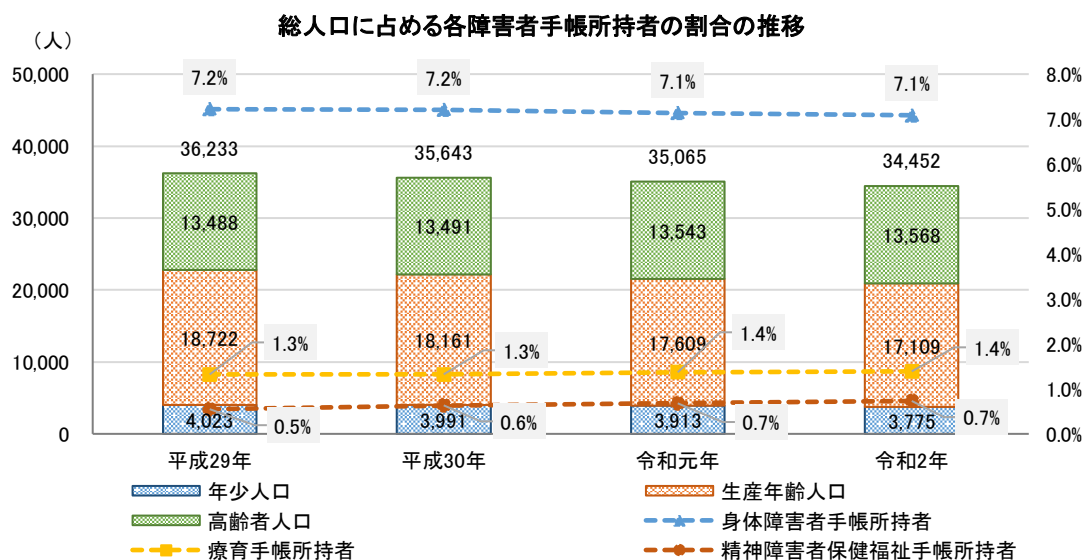
手帳所持者総数の割合は、横ばいとなっています。

■ 総人口及び総人口に占める各障害者手帳所持者数の推移

単位：人，％

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	36,233	35,643	35,065	34,452
年少人口(0～14歳)	4,023	3,991	3,913	3,775
生産年齢人口(15～64歳)	18,722	18,161	17,609	17,109
高齢者人口(65歳以上)	13,488	13,491	13,543	13,568
手帳所持者総数	3,294	3,267	3,220	3,172
身体障害者手帳所持者	2,616	2,569	2,502	2,441
総人口に対する割合	7.2%	7.2%	7.1%	7.1%
療育手帳所持者	479	472	480	479
総人口に対する割合	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%
精神障害者保健福祉手帳所持者	199	226	238	252
総人口に対する割合	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%

(資料：南九州市福祉課 各年度4月1日現在)



(2) 障害者数の推移

① 全体

本市の障害者数の推移を手帳所持者数でみると、令和2年度が3,172人となっており、平成29年度の3,294人から122人減少(3.7%減)しています。

障害種別にみると、身体障害者(身体障害者手帳所持者)が最も多いですが、平成29年度以降においては、減少傾向で推移しています。

一方、知的障害者(療育手帳所持者)は横ばい、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)は増加傾向で推移しています。

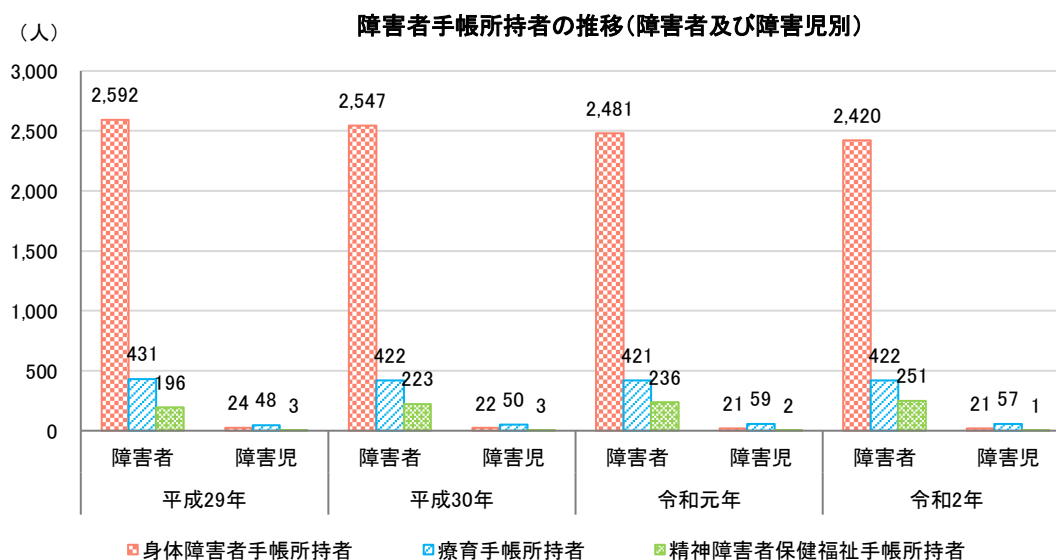
また、障害者の数は減少傾向、障害児の数は横ばいで推移しています。

■ 種類別障害者数の推移

単位：人

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
身体障害者	2,592	24	2,547	22	2,481	21	2,420	21
知的障害者	431	48	422	50	421	59	422	57
精神障害者	196	3	223	3	236	2	251	1
合計	3,219	75	3,192	75	3,138	82	3,093	79

(資料：南九州市福祉課 各年度4月1日現在)



② 身体障害者

身体障害者（身体障害者手帳所持者）は減少傾向で推移しており、令和2年度は障害者が2,420人、障害児が21人、合計で2,441人となっています。

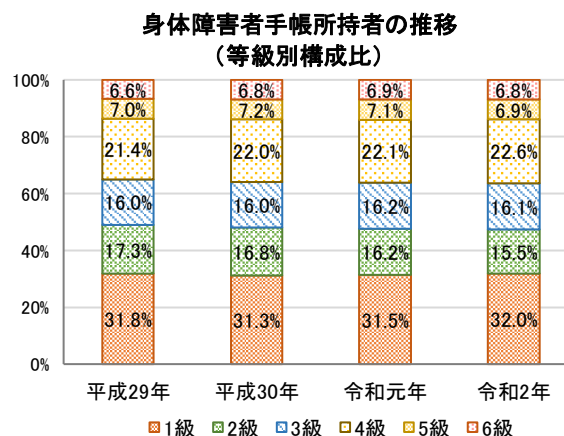
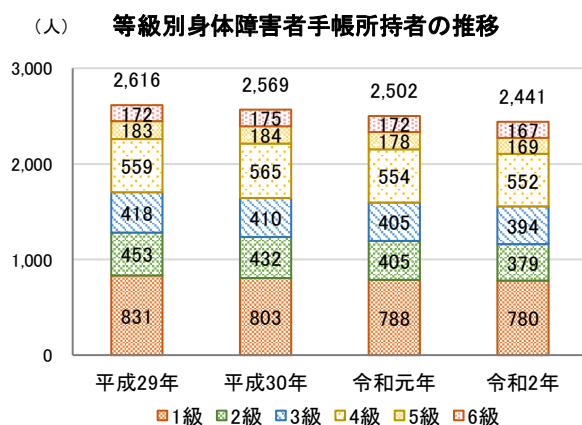
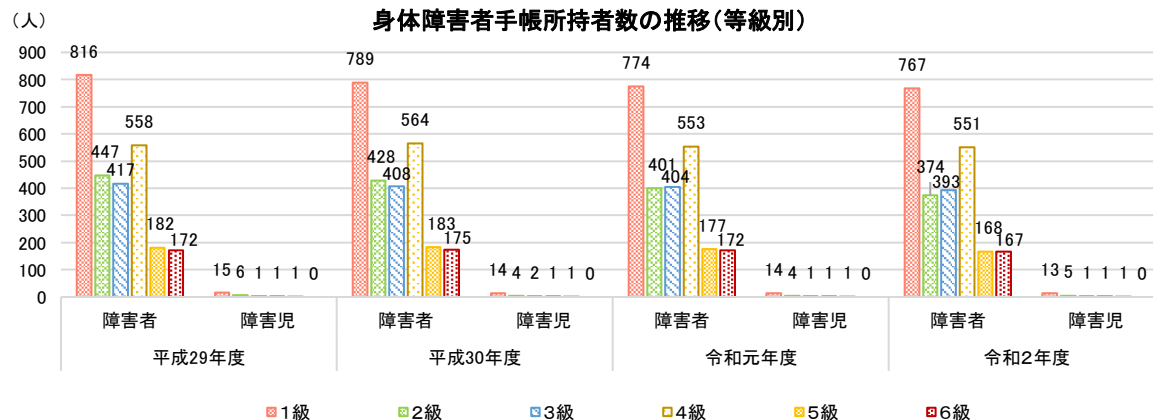
等級別では、令和2年度は1級の重度障害者が780人となっています。また、障害種別では、令和2年度は肢体不自由が1,309人で最も多く、全体の5割以上を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
1級	816	15	789	14	774	14	767	13
2級	447	6	428	4	401	4	374	5
3級	417	1	408	2	404	1	393	1
4級	558	1	564	1	553	1	551	1
5級	182	1	183	1	177	1	168	1
6級	172	0	175	0	172	0	167	0
合 計	2,592	24	2,547	22	2,481	21	2,420	21

（資料：南九州市福祉課 各年度4月1日現在）

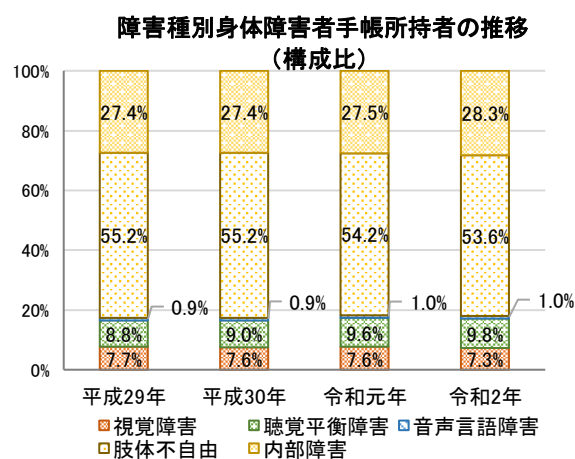
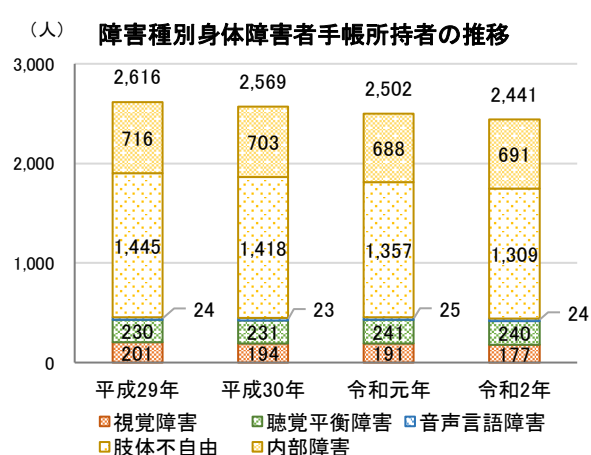
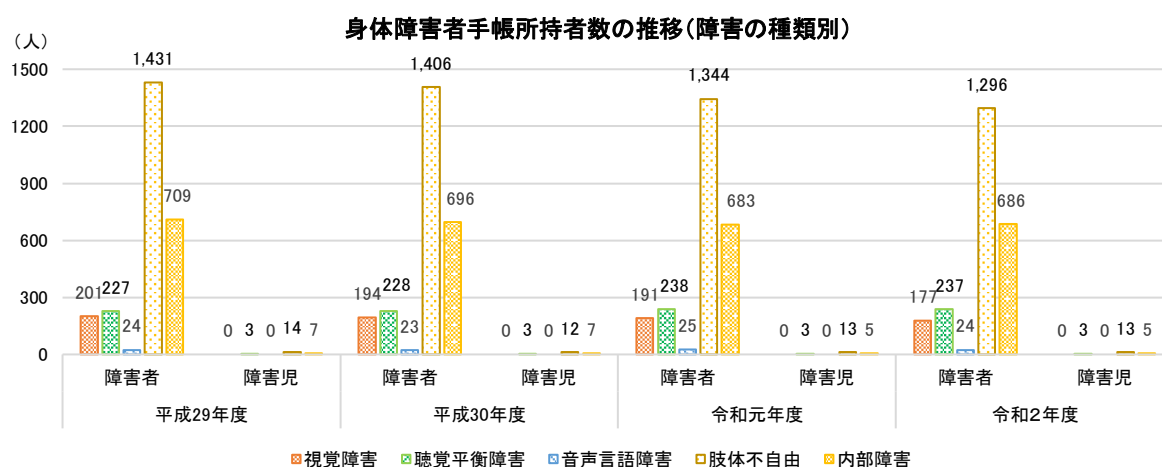


■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

単位：人

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
視覚障害	201	0	194	0	191	0	177	0
聴覚平衡障害	227	3	228	3	238	3	237	3
音声言語障害	24	0	23	0	25	0	24	0
肢体不自由	1,431	14	1,406	12	1,344	13	1,296	13
内部障害	709	7	696	7	683	5	686	5
合 計	2,592	24	2,547	22	2,481	21	2,420	21

（資料：南九州市福祉課 各年度 4 月 1 日現在）



※小数点以下の処理の場合、和が一致しない場合があります。

③ 知的障害者

知的障害者（療育手帳所持者）は横ばいで推移しており、令和2年度は障害者が422人、障害児が57人、合計で479人となっています。

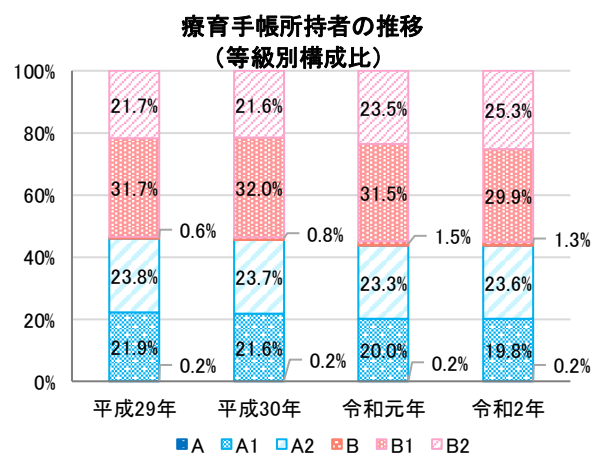
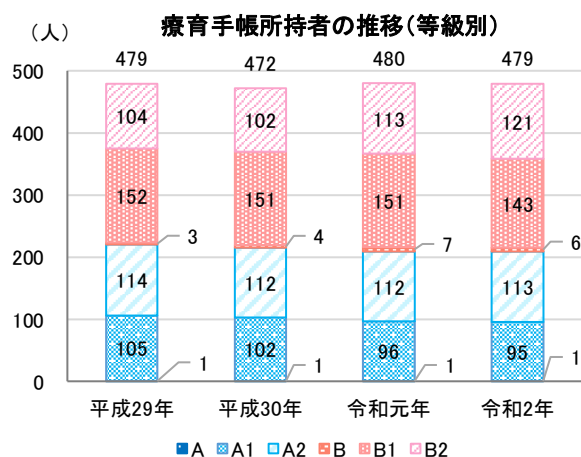
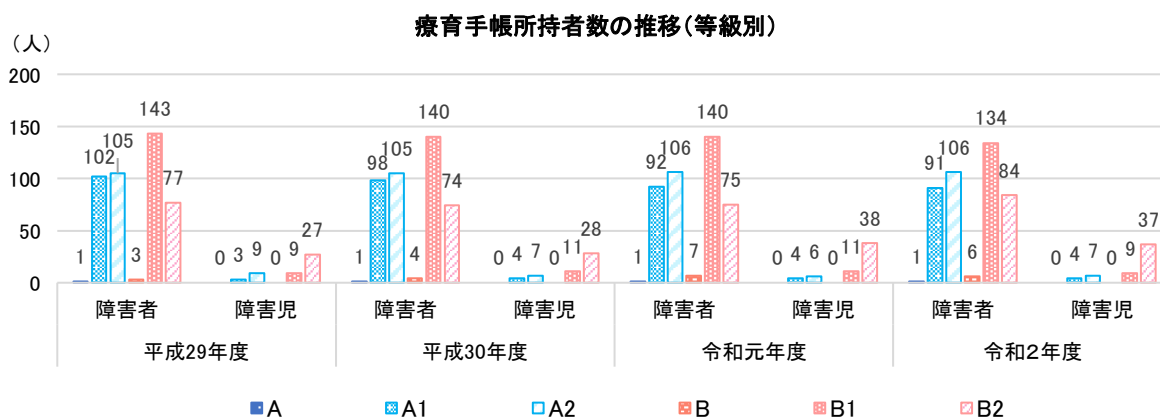
等級別では、令和2年度はB1が143人で最も多く、全体の約3割を占めています。

■ 療育手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
A	1	0	1	0	1	0	1	0
A1	102	3	98	4	92	4	91	4
A2	105	9	105	7	106	6	106	7
B	3	0	4	0	7	0	6	0
B1	143	9	140	11	140	11	134	9
B2	77	27	74	28	75	38	84	37
合 計	431	48	422	50	421	59	422	57

（資料：南九州市福祉課 各年度4月1日現在）



④ 精神障害者

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は増加傾向で推移しており、令和2年度は障害者が251人、障害児が1人、合計で252人となっています。

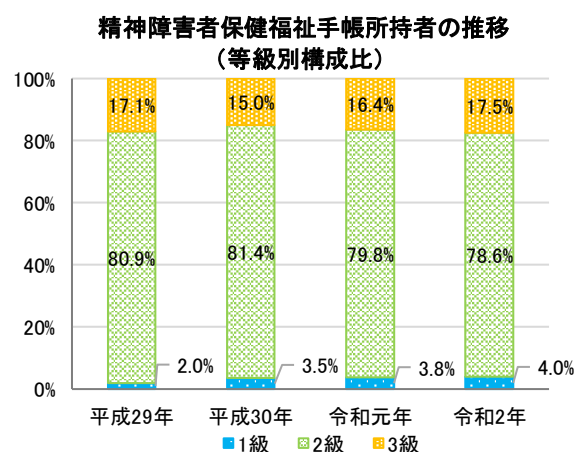
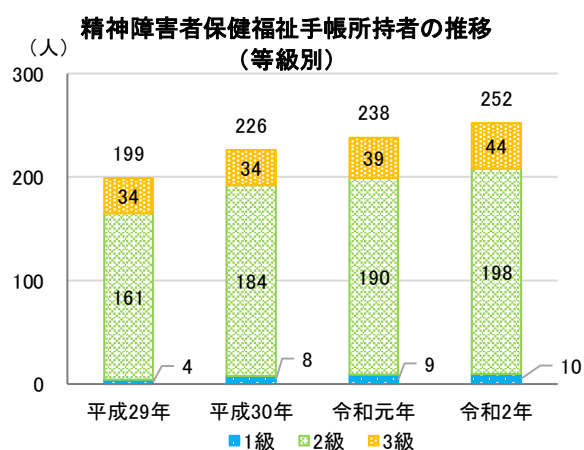
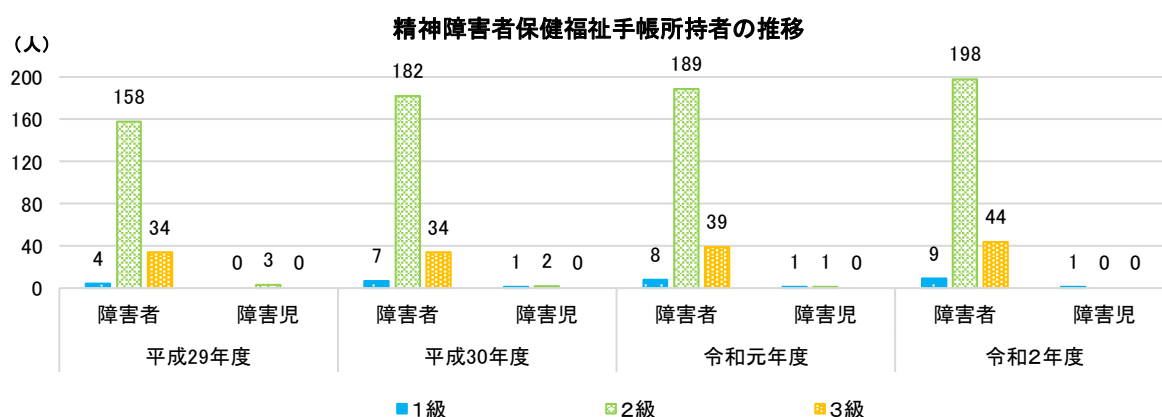
等級別では、令和2年度は2級が198人で最も多く、全体の約8割を占めています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
1級	4	0	7	1	8	1	9	1
2級	158	3	182	2	189	1	198	0
3級	34	0	34	0	39	0	44	0
合 計	196	3	223	3	236	2	251	1

（資料：南九州市福祉課 各年度4月1日現在）



2 アンケート調査から見た障害者の意識

(1) 調査の概要

本市では、障害のある方などが地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すとともに、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的に2種類のアンケート調査を実施しました。

① 調査時期

令和2年8月

② 調査対象者

ア 市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを
お持ちの方 855 人を対象

イ 18 歳以下の放課後等デイサービス等のサービス利用者 145 人を対象

③ 調査方法

郵送による配布、回収

④ 回収結果

対象者	対象者数	回収状況	回収率
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方	855 人	399 件	46.7%
18 歳以下の放課後等デイサービス等の サービス利用者	145 人	74 件	51.0%

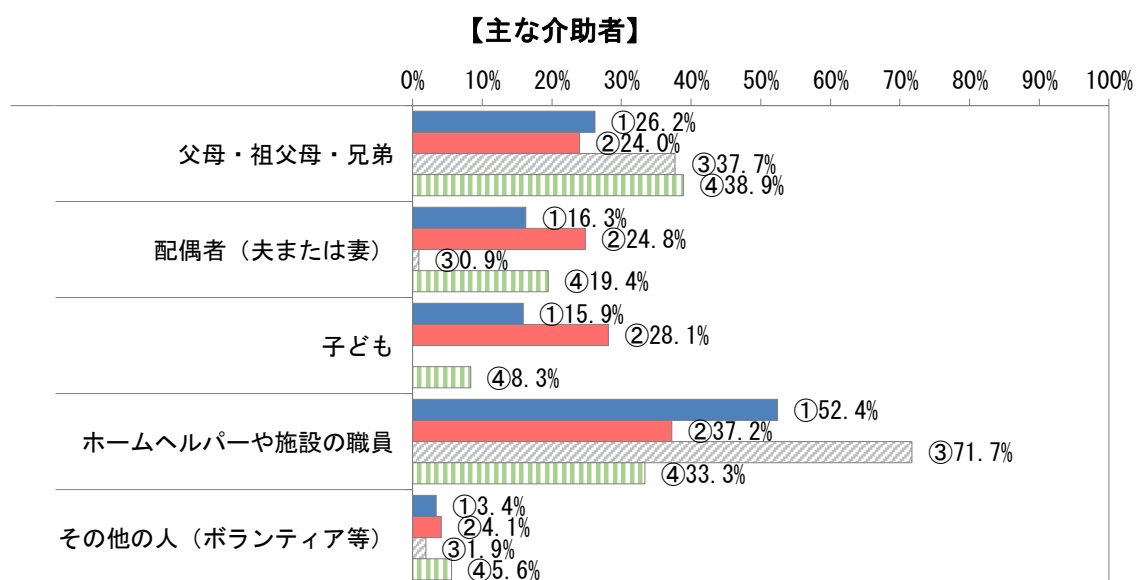
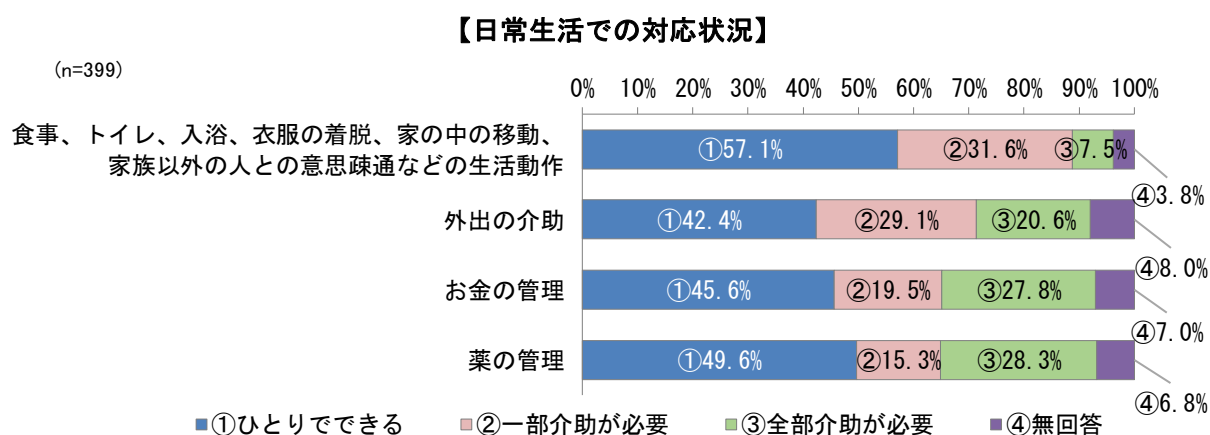
(2) アンケート調査結果の概要（障害者手帳所持者）

① 日常生活の状況と主な介助者について

日常生活での介助の必要性については、「食事、トイレ、入浴、衣服の着脱、家の中の移動、家族以外の人との意思疎通などの生活動作」において「ひとりでできる」が57.1%を占め、最も多くなっています。

一方、「全部介助が必要」「一部介助が必要」では、「外出の介助」が49.7%（両項目の合計）、「お金の管理」が47.3%、「薬の管理」が43.6%となっています。

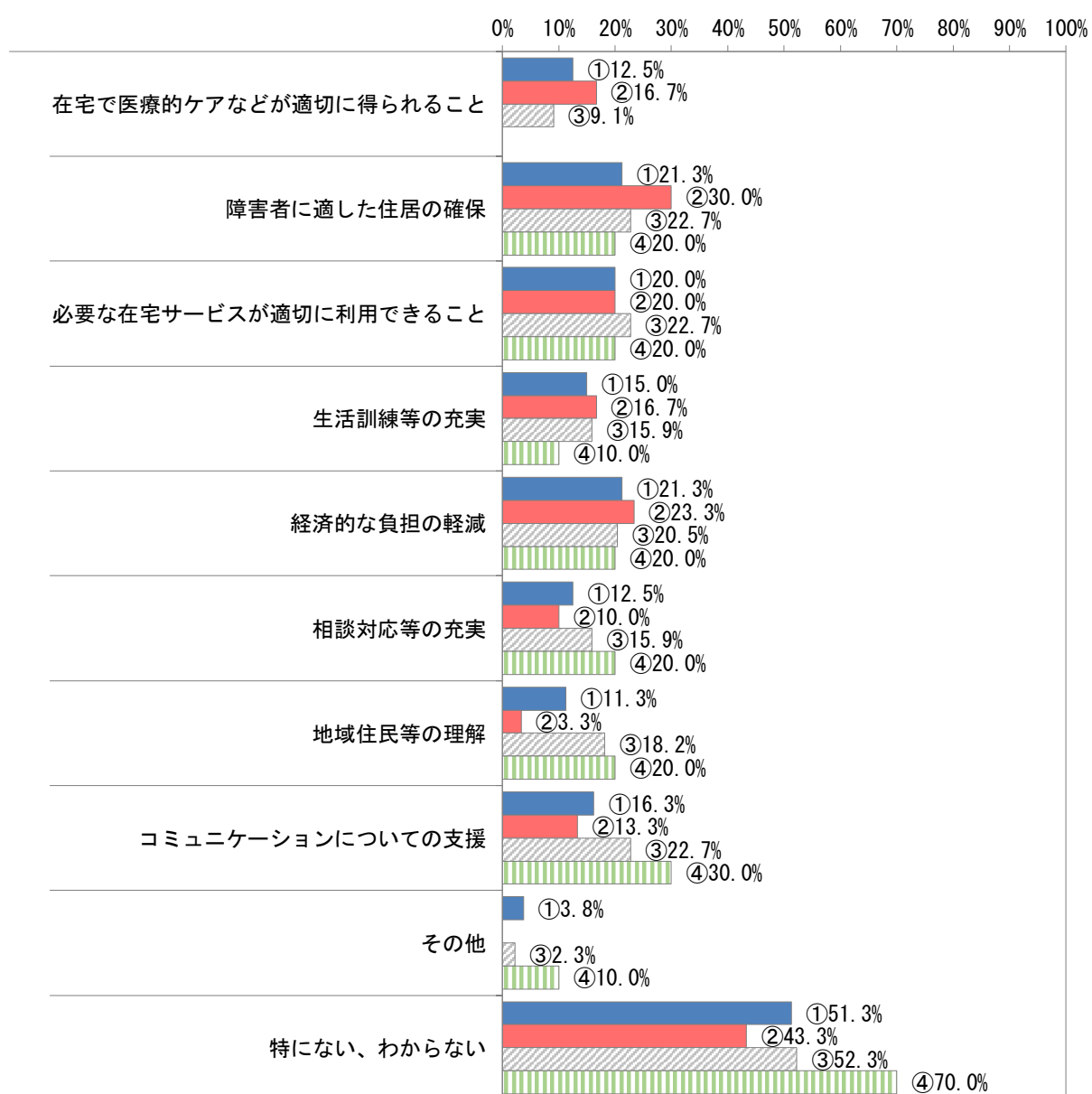
介助が必要な方を主に介助してくれる方については、「ホームヘルパーや施設の職員」が52.4%と最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟」が26.2%、「配偶者（夫又は妻）」が16.3%となっています。



② 地域で希望する暮らしを送るための支援策について

地域で希望する暮らしを送るための支援については、「特にない、わからない」が51.3%と最も高い割合を占めており、次いで「障害者に適した住居の確保」、「経済的な負担の軽減」がともに21.3%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が20.0%となっています。

【希望する暮らしを送るために必要な支援】

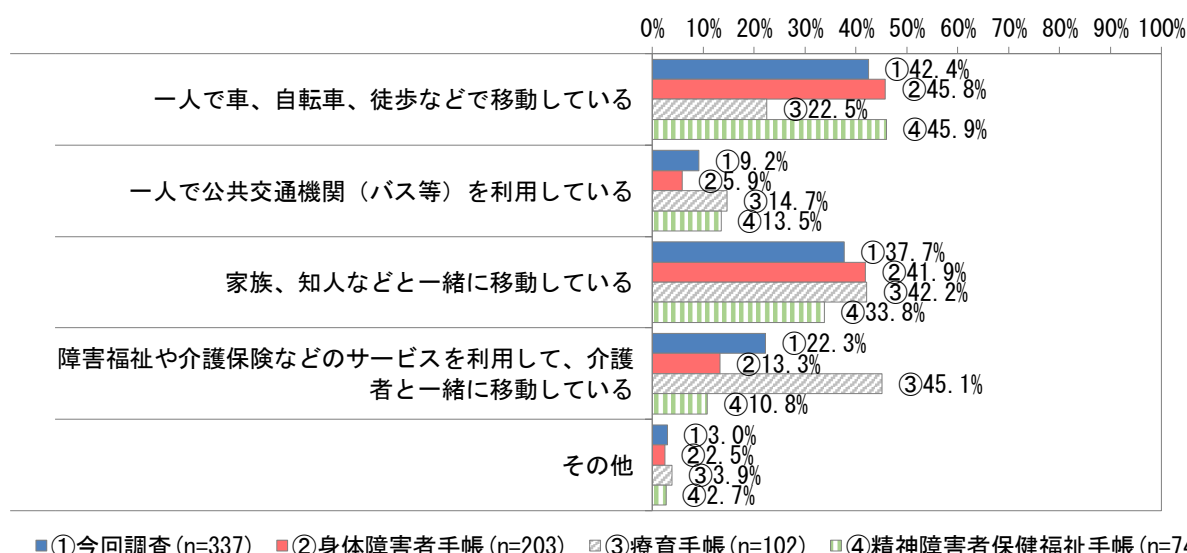


■①今回調査 (n=80) ■②身体障害者手帳 (n=30) ■③療育手帳 (n=44) ■④精神障害者保健福祉手帳 (n=10)

③ 外出する際の移動手段について

外出時の移動手段については、「一人で車、自転車、徒歩などで移動している」が 42.4%と最も高い割合を占めており、次いで「家族、知人などと一緒に移動している」が 37.7%、「障害福祉や介護保険などのサービスを利用して、介護者と一緒に移動している」が 22.3%となっています。

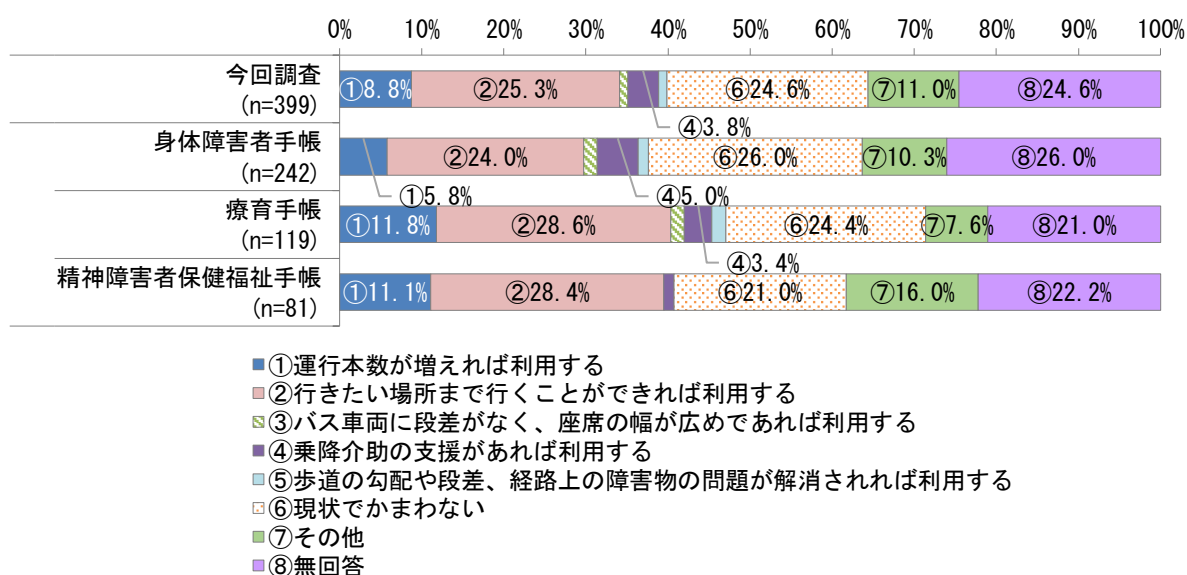
【外出する際の移動手段】



④ コミュニティバス（ひまわりバス）を利用するために必要な利用環境について

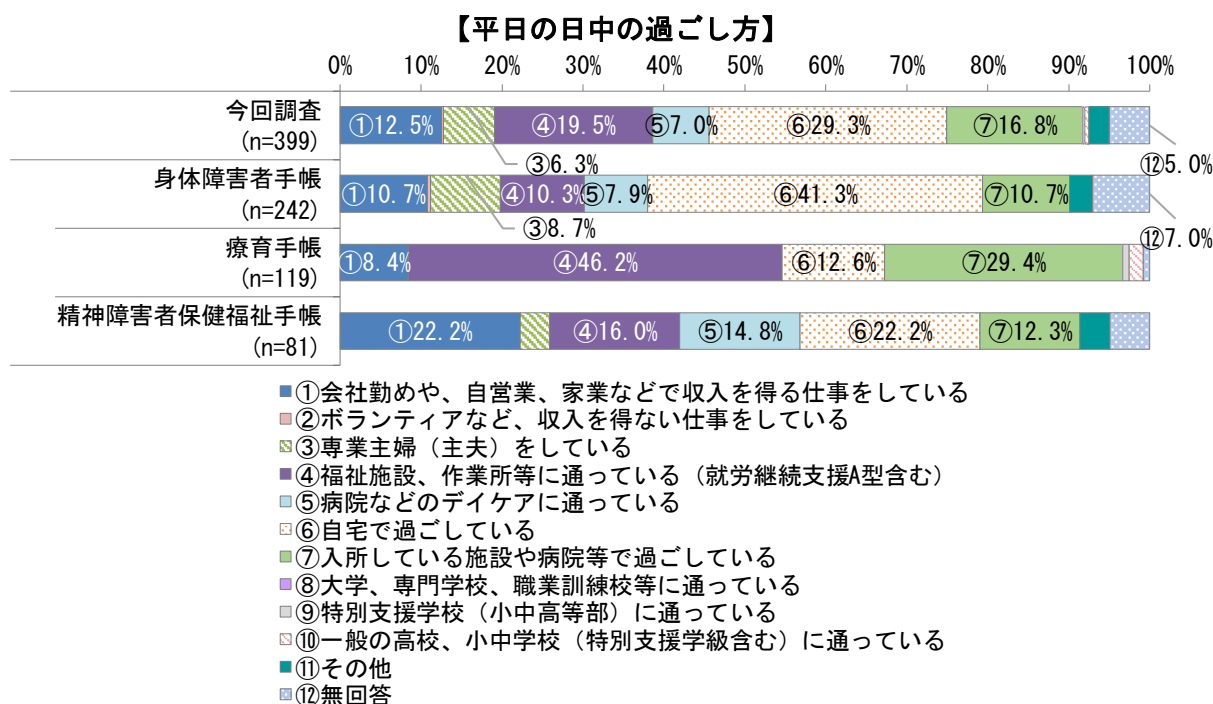
コミュニティバス（ひまわりバス）を利用するために必要な利用環境については、「行きたい場所まで行くことができれば利用する」が 25.3%と最も高い割合を占めており、次いで「現状でかまわない」が 24.6%、「その他」が 11.0%となっています。

【コミュニティバス（ひまわりバス）を利用するために必要な利用環境】



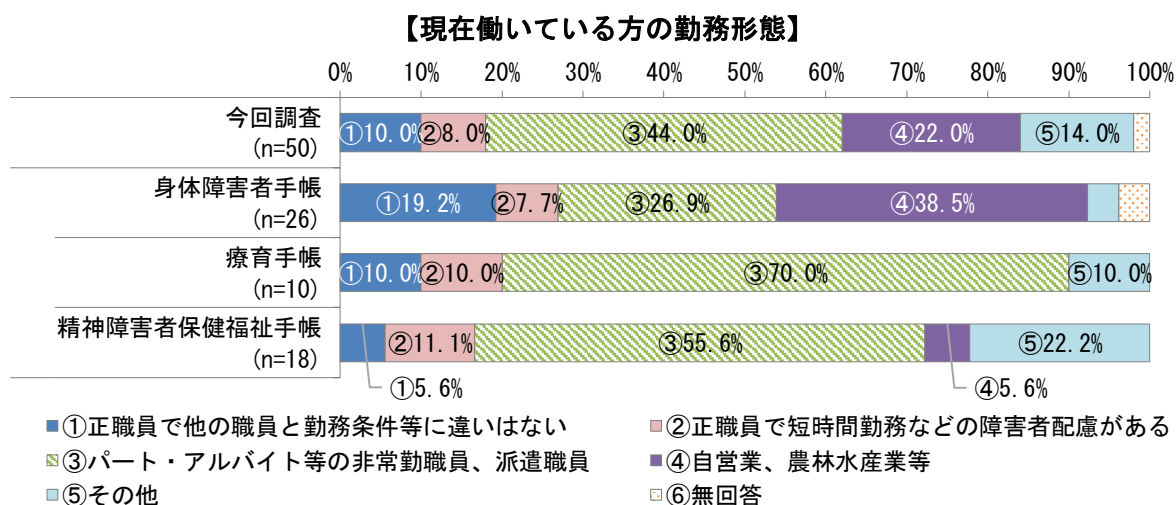
⑤ 日中の過ごし方について

平日における日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」が29.3%と最も高い割合を占めており、次いで「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型含む）」が19.5%、「入所している施設や病院等で過ごしている」が16.8%となっています。



⑥ 勤務形態について

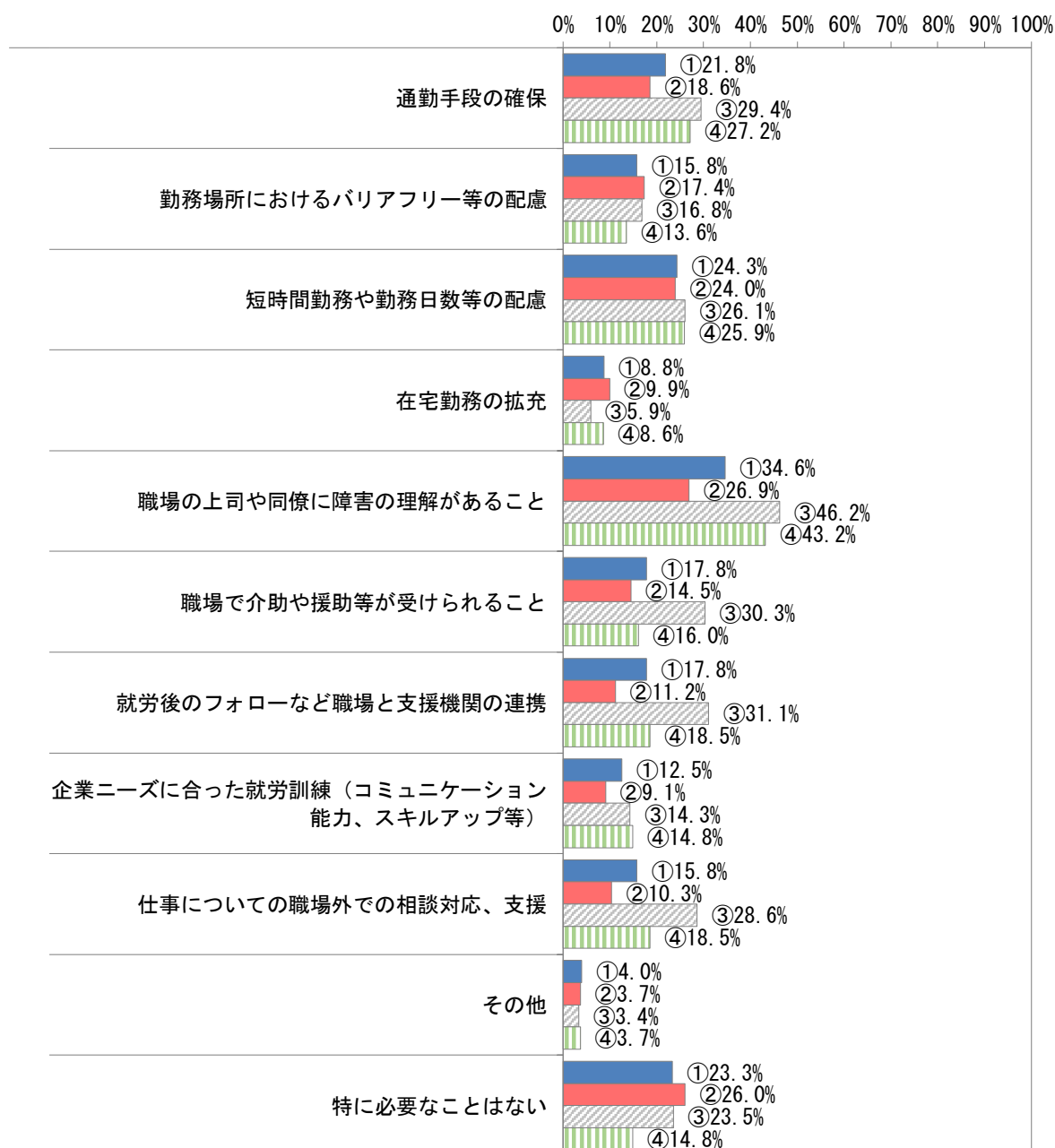
勤務形態については、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が44.0%と最も高い割合を占めており、次いで「自営業、農林水産業等」が22.0%、「その他」が14.0%となっています。



⑦ 就労支援について

障害者の就労支援で必要なことについては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が34.6%と最も高い割合を占めており、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が24.3%、「特に必要なことはない」が23.3%となっています。

【障害者の就労支援で必要なこと】

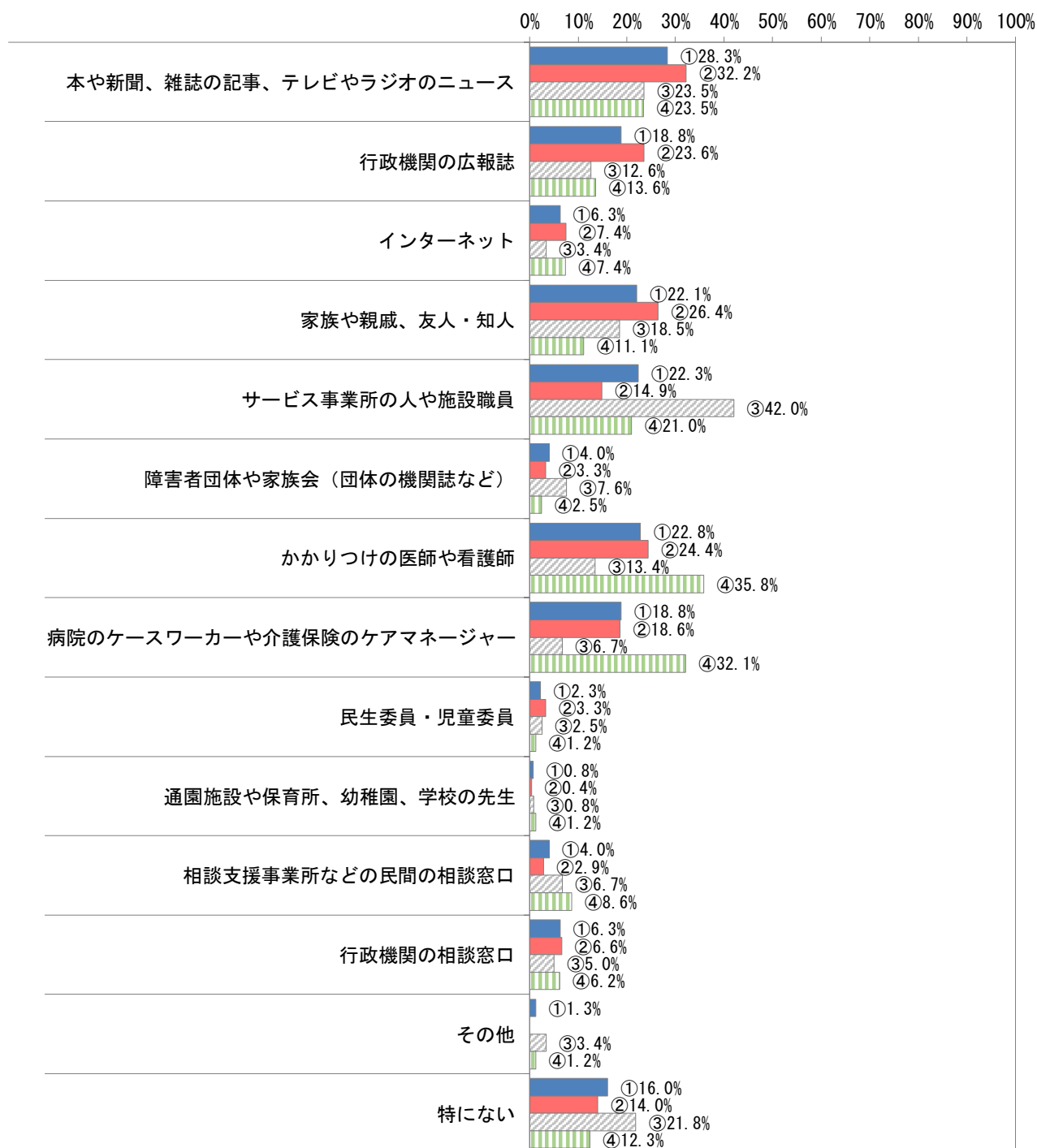


■①今回調査 (n=399) ■②身体障害者手帳 (n=242) ■③療育手帳 (n=119) ■④精神障害者保健福祉手帳 (n=81)

⑧ 情報入手について

障害のことや福祉サービスなどに関する情報入手の手段については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が28.3%と最も高い割合を占めており、次いで「かかりつけの医師や看護師」が22.8%、「サービス事業所の人や施設職員」が22.3%となっています。

【情報入手の手段】

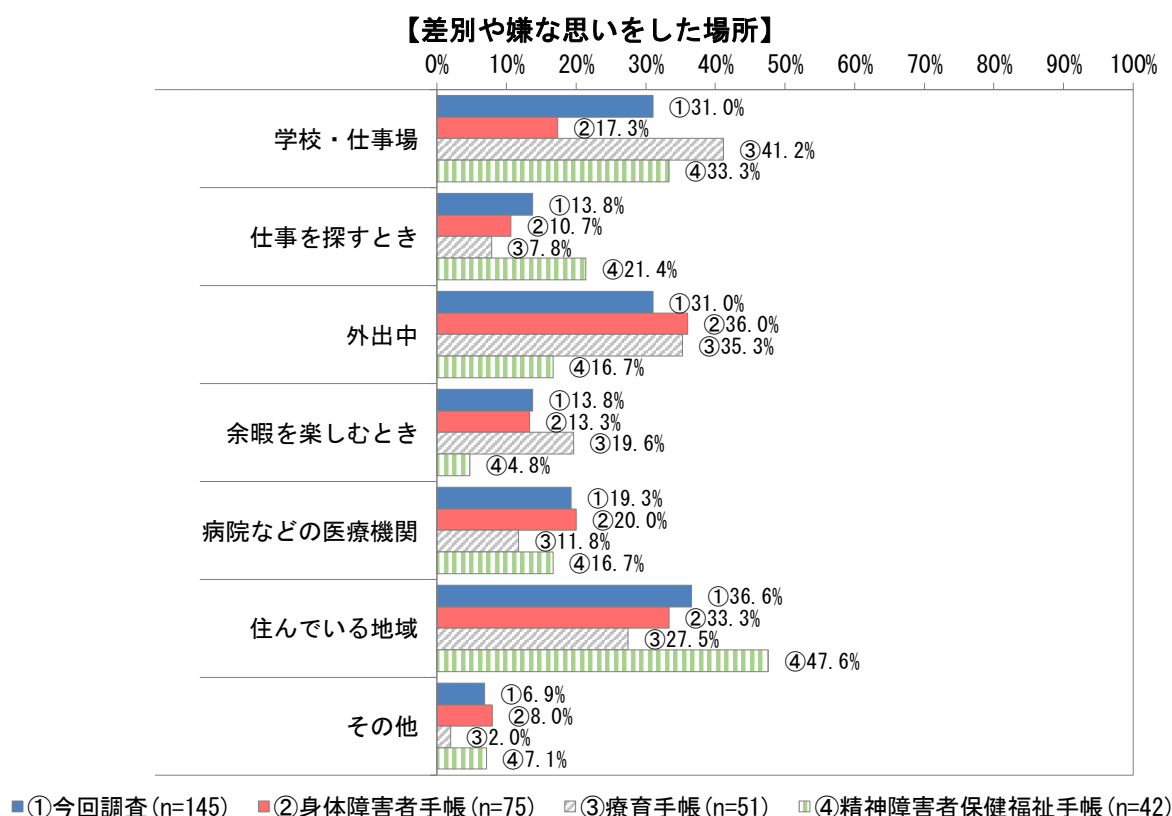
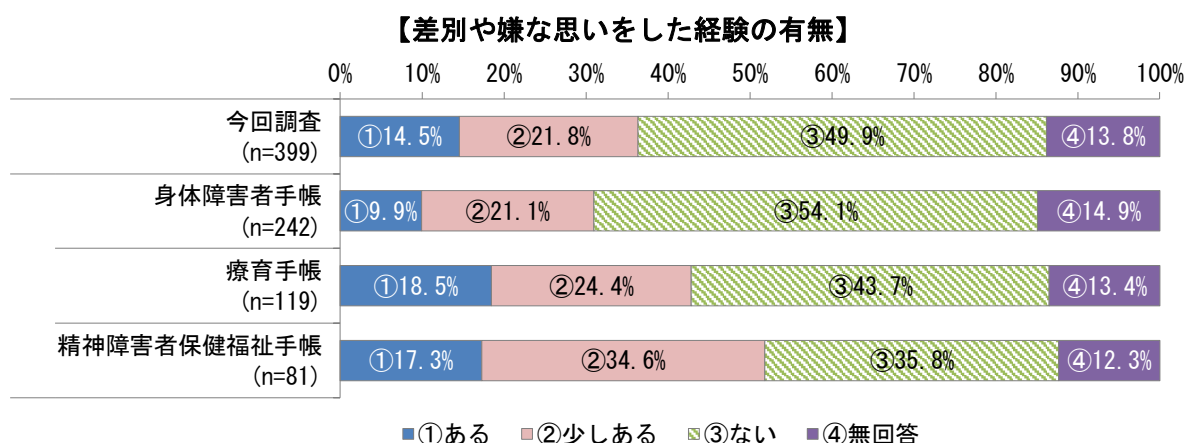


■①今回調査 (n=399) ■②身体障害者手帳 (n=242) ■③療育手帳 (n=119) ■④精神障害者保健福祉手帳 (n=81)

⑨ 権利擁護について

障害による差別や嫌な思いをした経験については、「ある」が14.5%、「少しある」が21.8%、「ない」が49.9%となっています。

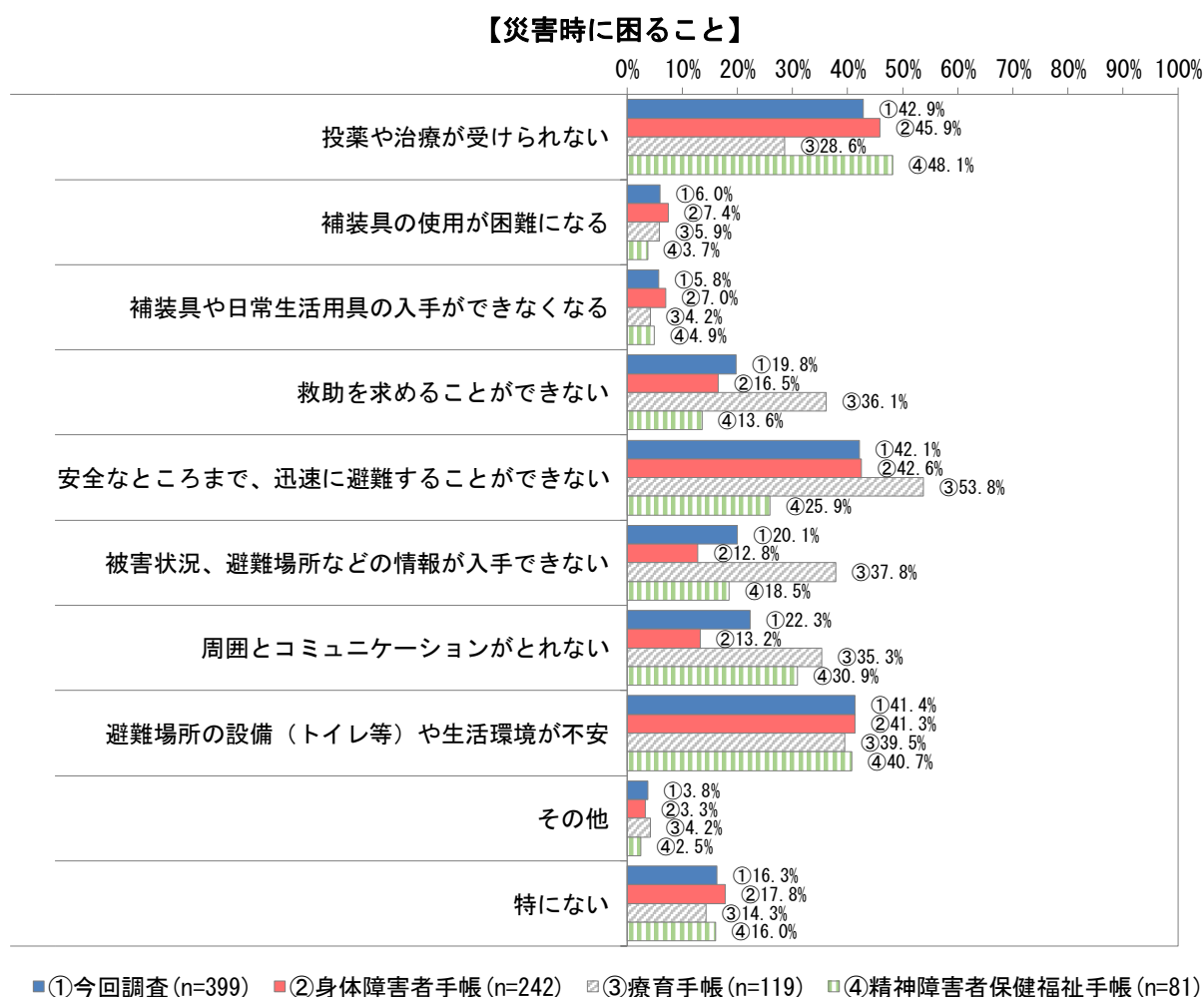
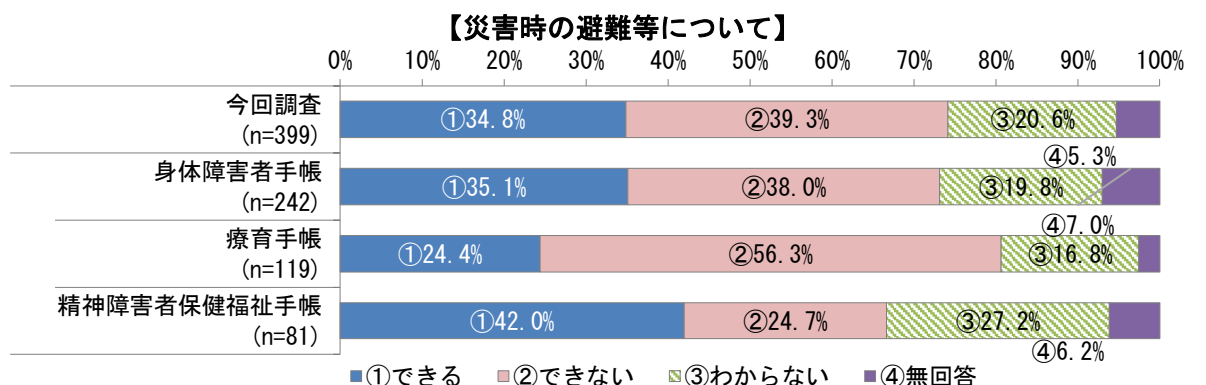
差別や嫌な思いをした場所については、「住んでいる地域」が36.6%と最も高い割合を占めており、次いで「学校・仕事場」、「外出中」がともに31.0%、「病院などの医療機関」が19.3%となっています。



⑩ 火事や地震等の災害時の対応について

火事や地震等の災害時に一人で避難ができるかについては、「できる」が34.8%、「できない」が39.3%、「わからない」が20.6%となっています。

災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」が42.9%と最も高い割合を占めており、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が42.1%、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が41.4%となっています。

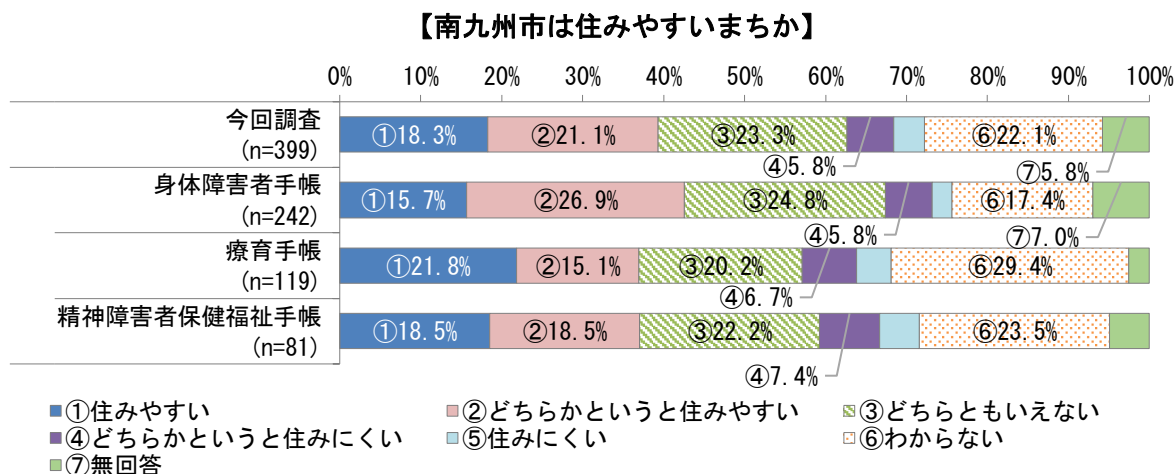


⑪ 本市の障害福祉施策について

【本市は住みやすいまちか】

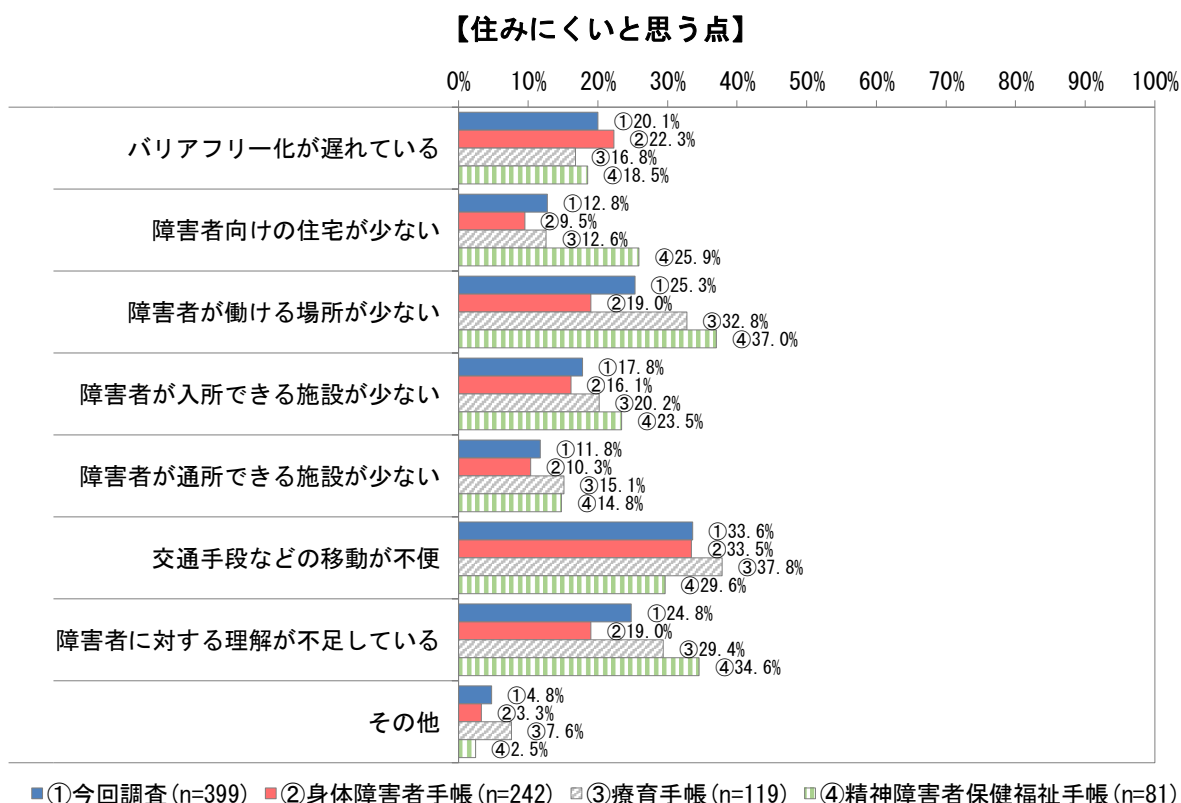
障害者が住みやすいまちかどうかについては、「住みやすい」が18.3%、「どちらかという住みやすい」が21.1%、「どちらともいえない」が23.3%、「わからない」が22.1%となっています。

一方、「住みにくい」及び「どちらかという住みにくい」との回答割合は1割未満となっています。



【住みにくいと思う点】

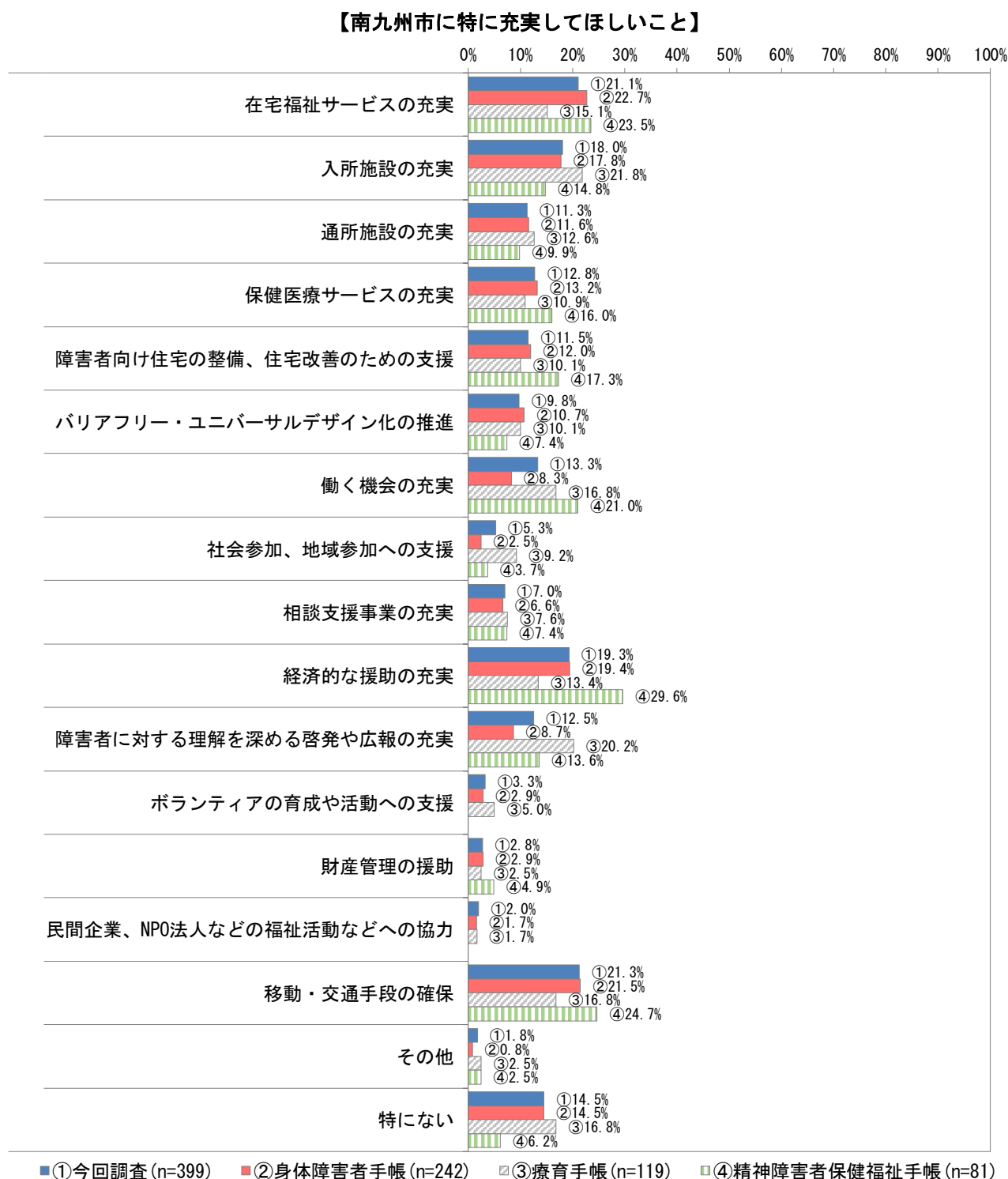
障害者にとって住みにくいと思う点については、「交通手段などの移動が不便」が33.6%と最も高い割合を占めており、次いで「障害者が働ける場所が少ない」が25.3%、「障害者に対する理解が不足している」が24.8%となっています。



【行政への要望】

障害者が暮らしやすいまちづくりのために南九州市に特に充実してほしいことは、「移動・交通手段の確保」が21.3%と最も高い割合を占めており、次いで「在宅福祉サービスの充実」が21.1%、「経済的な援助の充実」が19.3%となっています。

障害の種類別では、身体障害者手帳所持者では「在宅福祉サービスの充実」、「移動・交通手段の確保」、療育手帳所持者では「入所施設の充実」、「障害者に対する理解を深める啓発や広報の充実」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「在宅福祉サービスの充実」、「働く機会の充実」、「経済的な援助の充実」、「移動・交通手段の確保」がそれぞれ2割を超えています。

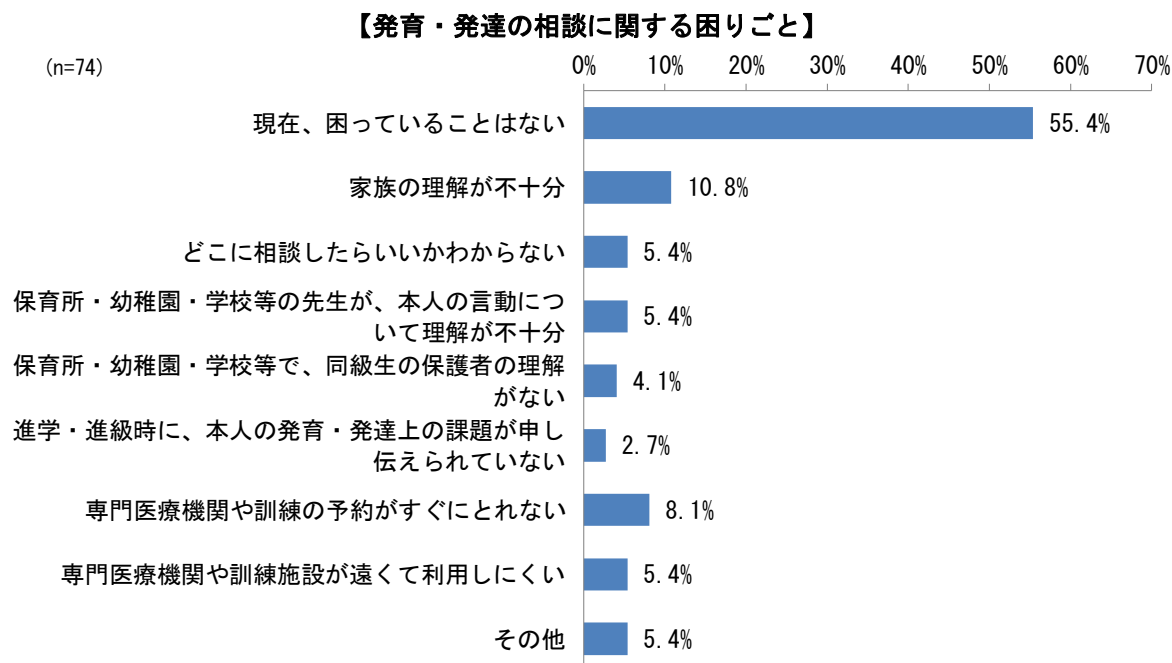


■①今回調査 (n=399) ■②身体障害者手帳 (n=242) ■③療育手帳 (n=119) ■④精神障害者保健福祉手帳 (n=81)

(3) アンケート調査結果の概要（放課後等デイサービス等利用者）

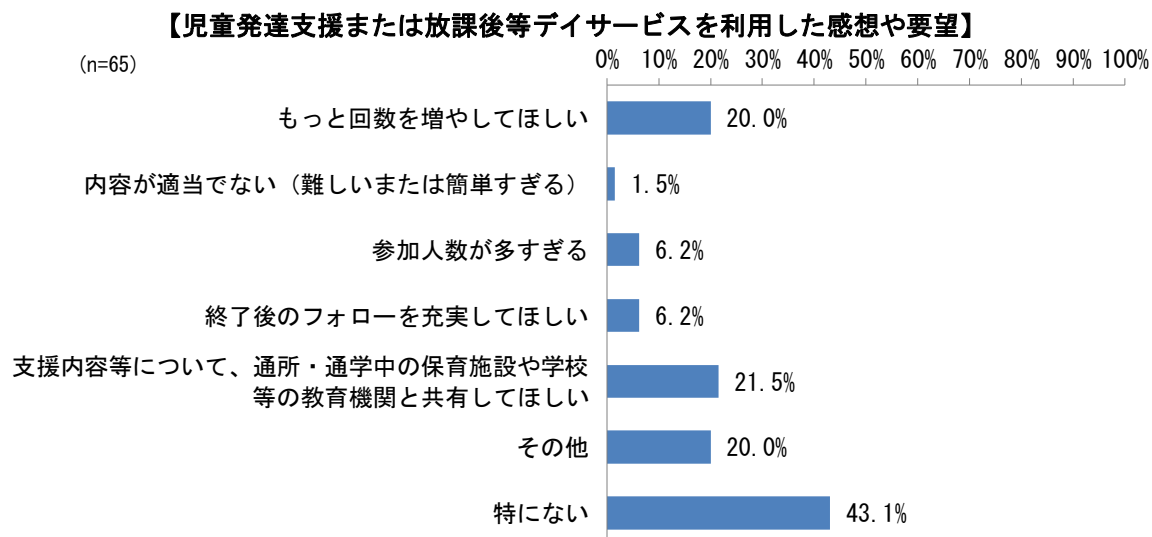
① 発育・発達の相談に関する困りごとについて

発育・発達の相談に関する困りごとについては、「現在、困っていることはない」が最も多く 55.4%を占めています。



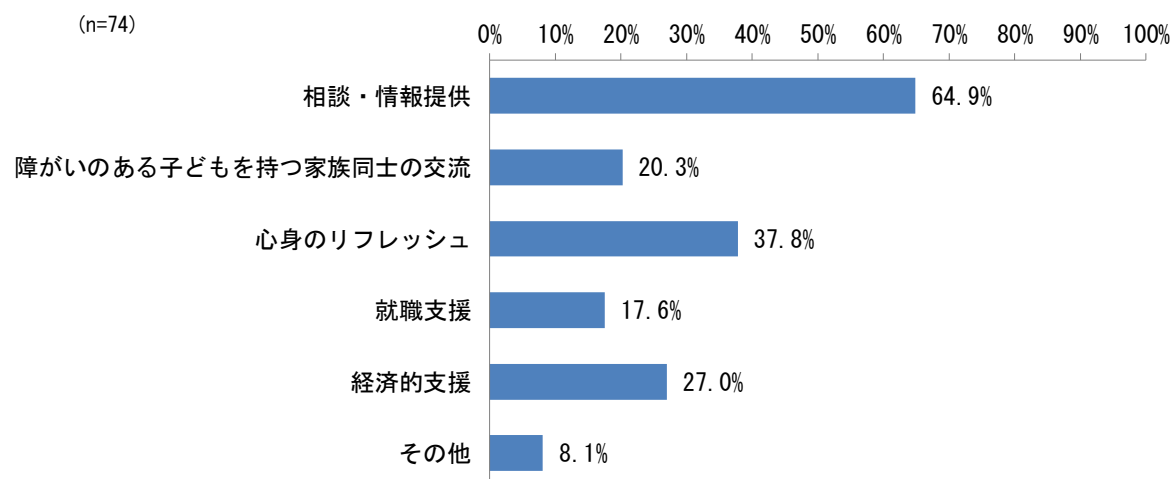
② 児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用した感想や要望について

児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用した感想等については、「特にない」が 43.1%と最も高い割合を占めており、次いで「支援内容等について、通所・通学中の保育施設や学校等の教育機関と共有してほしい」が 21.5%、「もっと回数を増やしてほしい」、「その他」がともに 20.0%となっています。



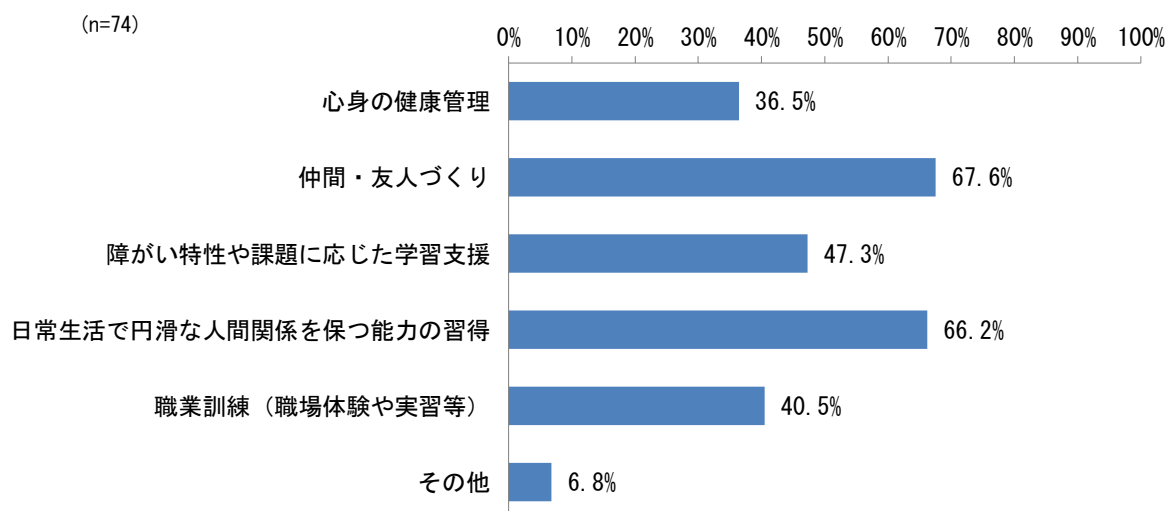
③ 保護者等への必要な支援策

保護者の方が希望する支援については、「相談・情報提供」が64.9%と最も高い割合を占めており、次いで「心身のリフレッシュ」が37.8%、「経済的支援」が27.0%となっています。



④ 学校卒業後に円滑な日常生活や社会生活を送るために必要な支援策

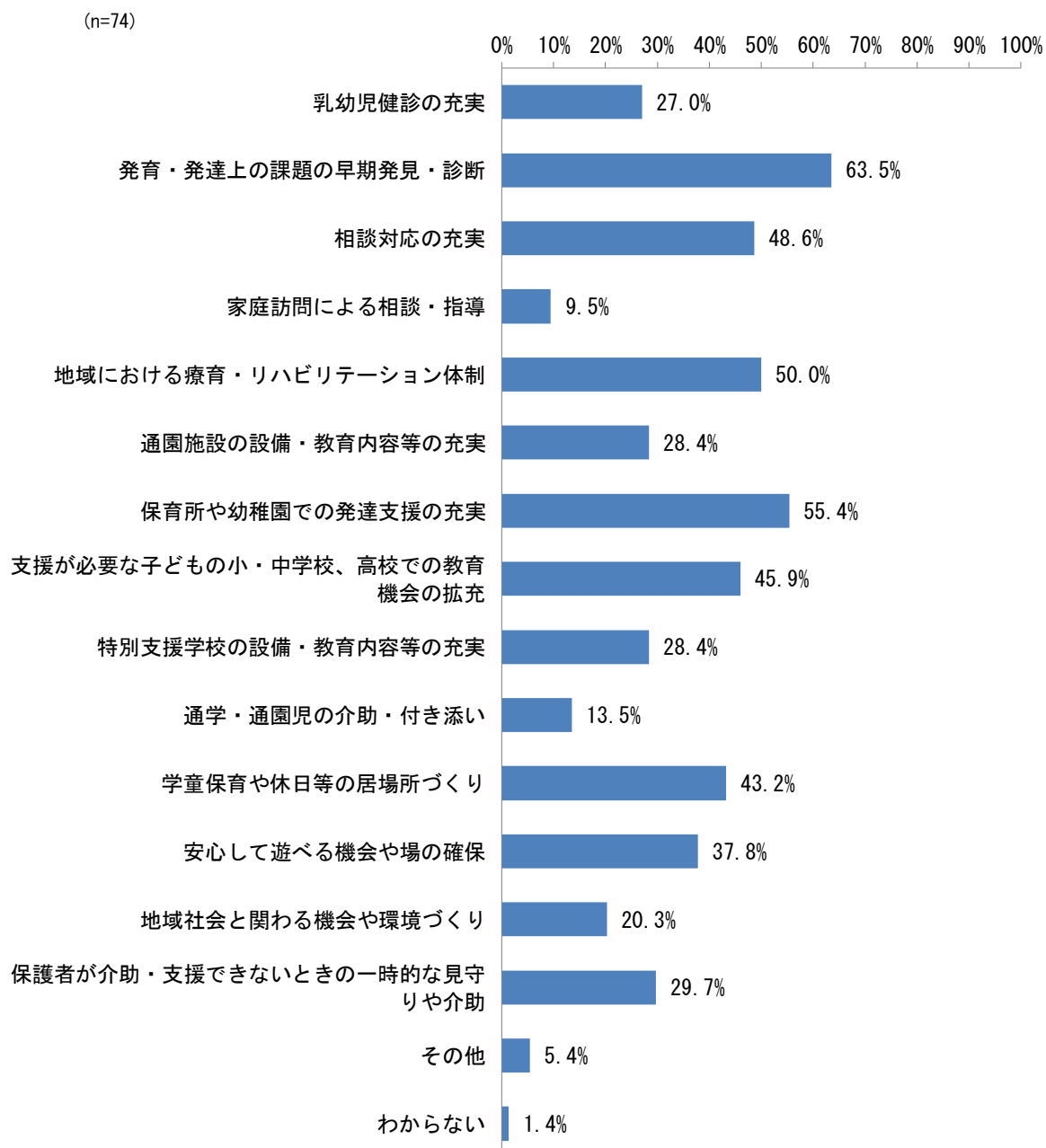
学校を卒業した後、必要と思う支援については、「仲間・友人作り」が67.6%と最も高い割合を占めており、次いで「日常生活で円滑な人間関係を保つ能力の習得」が66.2%、「障がい特性や課題に応じた学習支援」が47.3%となっています。



⑤ 発育・発達上の支援が必要な子どもたちのために重要な施策

発育・発達上の支援が必要な子どもたちのための施策で、特に重要と思うものについては、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」が63.5%と最も高い割合を占めており、次いで「保育所や幼稚園での発達支援の充実」が55.4%、「地域における療育・リハビリテーション体制」が50.0%となっている。

【発育・発達上の支援が必要な子どもたちのために重要な施策】



第3章 計画の基本的な考え方

1 障害者総合支援法の概要

(1) 障害者総合支援法の基本理念

障害者総合支援法では、基本理念として以下の事項が示されています。

＜基本理念＞

- 1 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである。
- 2 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。
- 3 可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること。
- 4 社会参加の機会が確保されること。
- 5 どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 6 社会的障壁の除去。

(2) 障害者総合支援法の主な改正

平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と表記）」へ名称が変更されました。

障害者総合支援法への改正と併せて、難病患者等が障害福祉サービスの対象に追加や、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化、これまで課題であった障害程度区分の見直しやサービス内容が変更されるなど、平成 25 年 4 月実施と平成 26 年 4 月実施の 2 段階に分けて施行されました。

また、平成 30 年 4 月 1 日には、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正（一部の規定を除く。）が施行されました。

【平成 25 年 4 月施行】

① 法律の名称変更

「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称変更されるとともに、法の理念として「共生社会の実現」が明記されました。

② 障害者の範囲の見直し

「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に 130 疾病を対象とした難病等が追加されました。なお、令和元年 7 月から新たな疾病が加わり 361 疾病となりました。

③ 地域生活支援事業の必須事業の追加

障害者に対する理解を深める研修・啓発、意思疎通支援を行う者を養成する事業が必須事業となりました。

④ 地域自立支援協議会の見直し

地域自立支援協議会に、障害当事者やその家族を構成員とすることとし、名称を弾力化し、協議会となりました。

⑤ 障害福祉計画の見直し

地域の潜在的ニーズを把握することと障害福祉計画を定期的に検証し、見直しすることが法定化されました。

【平成 26 年 4 月施行】

① 障害程度区分の見直し

障害程度区分から障害支援区分に変更され、コンピュータ判定方式が見直しされ、知的障害者・精神障害者に配慮した健康管理・感覚過敏・集団への適応など新たな調査項目の追加、評価方法の見直しが行われました。

② 重度訪問介護の対象拡大

これまで重度の肢体不自由者が対象でしたが、知的障害者・精神障害者で行動障害のある者が新たに対象となりました。

③ ケアホーム（共同生活介護）のグループホーム（共同生活援助）への一元化

グループホームとケアホームが一元化され、従来の「介護サービス包括型」とヘルパーが派遣される「外部サービス利用型」を選択できるようになり、「サテライト型」も新設されました。

④ 地域移行支援の対象拡大

入所施設、精神科病院の対象となる施設に、刑務所、生活保護法の入所施設が追加されました。

① 自立生活援助の創設

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスが新たに創設されました。

② 就労定着支援の創設

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスが新たに創設されました。

③ 重度訪問介護の訪問先の拡大

最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとなりました。

④ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減（償還）する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用促進を図りました。

⑤ 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

補装具について、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給対象となりました。

⑥ 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

障害福祉サービス等の利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることを目的とし、施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告するとともに、都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みが創設されました。

⑦ 居宅訪問型児童発達支援の創設

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスが新たに創設されました。

⑧ 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとなりました。

⑨ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行うこととなりました。

2 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的理念

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項のうち、障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的理念として7つの項目を掲げています。

＜基本的理念＞

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

第4章 障害福祉サービスの見込量等

1 国の基本指針

国の基本指針においては、障害者等の自立支援の観点から、障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、令和5年度を目標年度として、次の項目について目標数値の設定を求めています。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 令和5年末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ② 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇(316日以上)

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討

（４）福祉施設から一般就労への移行等

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績1.27倍以上
- ② 就労移行支援を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上
- ③ 就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上
- ④ 就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上
- ⑤ 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
- ⑥ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

（５）障害児支援の提供体制の整備等

- ① 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置
- ② 令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ③ 令和5年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保
- ④ 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

（６）相談支援体制の充実・強化等

令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標と活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(国の考え方)

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者などのうち、今後、自立訓練事業などを利用し、グループホーム、一般住宅などに移行する方の数を見込みます。数値目標の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること（令和5年度末まで。この間、新たにあるいは再び施設に入所する方もいます）を基本としています。そして、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末の施設入所者数と比較して、1.6%以上削減することを基本としています。

(本市の対応方向)

地域生活への移行の推進を図るためには、地域生活での住まいの場としてグループホーム等の確保が重要です。また、実際に地域に移行するためには、障害者本人の意思や家族の地域生活への移行について理解や協力を得ながら、障害のある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援ができるよう、支援施設の確保や相談支援の提供体制充実を図ることが求められます。

障害者の地域生活移行については、地域社会の理解が欠かせないものであることから、障害者理解の促進、啓発に努めます。

■福祉施設入所者数の地域生活への移行数における目標数値

項 目	数 値	数 値 内 容
令和元年度末時点の施設入所者	126 人	令和元年度末時点において福祉施設に入所している障害者の人数
令和5年度末時点の施設入所者	123 人	令和5年度末時点において福祉施設に入所している障害者の人数
【目標値】 地域生活移行者数	8 人 (6.3%)	令和元年度末時点の施設入所者のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数
【目標値】 削減見込の数	3 人 (2.4%)	令和元年度末時点と比較した令和5年度末時点の施設入所者数の削減見込数

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（国の考え方）

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」において、実施自治体の増加、保健・医療・福祉関係者による圏域ごとの協議の場の設置等の構築に向けた取組は一定程度進んできたところではあるものの、長期入院者数の減少をはじめ、成果目標の達成に向けた取組をより一層推進する必要があります。

数値目標の設定に当たっては、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を計画的に推進する観点から、「精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域での平均生活日数の上昇」として３１６日とすることを基本としています。

（本市の対応方向）

精神障害者が、地域の一員として安心して暮らしていくことができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、精神科病院からの早期退院及び退院による地域移行を進めるための目標を定めます。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における活動指標として、保健、医療・福祉関係者による協議の場を設置し、関係者による協議、目標設定及び評価を行います。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における目標数値

項 目	数 値	数 値 内 容
【目標値】 地域での平均生活日数	316 日	精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内における地域での平均生活日数

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における活動指標

項 目	指標			指 標 内 容
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	2人	「地域移行支援」の利用者のうち精神障害者数を設定
【活動指標②】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	2人	「地域定着支援」の利用者のうち精神障害者数を設定
【活動指標③】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	22人	23人	24人	「共同生活援助」の利用者のうち精神障害者数を設定
【活動指標④】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	「自立生活援助」の利用者のうち精神障害者数を設定する
【活動指標⑤】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回	市の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数を見込んで設定
【活動指標⑥】 保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	12人	12人	12人	市の保健、医療及び福祉関係者による協議の場における、関係者の参加者数を設定
【活動指標⑦】 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	市の保健、医療及び福祉関係者による協議の場における、目標設定及び評価の実施回数を設定

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

（国の考え方）

地域には、障害者（児）を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められていますが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者（児）やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要です。

地域生活支援拠点等は、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行う必要があります。数値目標については、令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証、検討することを基本とします。

（本市の対応方向）

障害のある方やその家族が地域で安心して生活するためには、地域生活支援の推進を図るための多機能拠点（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備が求められています。

本市におきましては、現在、基幹相談支援センターの設置について、南薩圏域の４市で協議を重ねており、令和４年度の設置を計画しています。この基幹相談支援センターの設置を以って、地域生活支援拠点としての専門性、地域の体制づくりの機能を果たすことを目指しています。

地域生活支援拠点の機能の一部を基幹相談支援センターが担うものとして、令和５年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、拠点整備後は年１回以上運用状況を検証、検討します。

■地域生活支援拠点等が有する機能の充実における目標数値

項 目	数 値	数 値 内 容
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	１か所	令和５年度末までに、市又は南薩圏域に整備

（４）福祉施設から一般就労への移行等

（国の考え方）

就労系サービスは、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行に取り組んでいるところであり、この取組を一層促進させていく必要があります。また、平成 30 年 4 月に創設した就労定着支援事業についても、その利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進めていく必要があります。加えて、地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」（令和元年 6 月 4 日農福連携等推進会議決定）を踏まえた更なる推進が求められています。その他、多様なニーズ対応として、大学等在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっています。

数値目標については、「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持した上で、就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組についても評価していくため、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型についても事業目的を踏まえつつ、目標値を設定しています。

（本市の対応方向）

本市では、一般就労への移行推進を図るため、関係事業所や関係機関の協力のもと、ハローワークとの連携や南薩障害者就労支援ネットワーク会議等に取り組み、就労定着支援事業を推進しています。今後も就労定着支援事業を促進し、障害のある方の一般就労への移行を支援します。

- ① 令和 5 年度末までに、令和元年度末時点の一般就労移行者数の 1.5 倍に当たる 6 人が一般就労へ移行するものとします。
- ② 一般就労へ移行する者のうち、令和元年度末時点の 1.33 倍に当たる 4 人が就労移行支援を通じて一般就労へ移行するものとします。
- ③ 一般就労へ移行する者のうち、令和元年度末時点の 2.0 倍に当たる 2 人が就労継続支援 A 型を通じて一般就労へ移行するものとします。
- ④ 一般就労へ移行する者のうち、1 人が就労継続支援 B 型を通じて一般就労へ移行するものとします。
- ⑤ 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用するものとします。
- ⑥ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とします。

■福祉施設から一般就労への移行等の目標数値

項 目	数 値	数 値 内 容
令和元年度末時点の一般就労への移行者数	4 人	令和元年度末時点において福祉施設から一般就労へ移行した実績数
令和元年度末時点の就労移行支援を通じた一般就労への移行者数	3 人	令和元年度末時点において就労移行支援を通じて一般就労へ移行した実績数
令和元年度末時点の就労継続支援 A 型を通じた一般就労への移行者数	1 人	令和元年度末時点において就労継続支援 A 型を通じて一般就労へ移行した実績数
令和元年度末時点の就労継続支援 B 型を通じた一般就労への移行者数	0 人	令和元年度末時点において就労継続支援 B 型を通じて一般就労へ移行した実績数
【目標値】 一般就労への移行者数	6 人 (1.5 倍)	令和元年度末時点と比較した令和 5 年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労移行支援を通じた一般就労への移行者数	4 人 (1.33 倍)	令和元年度末時点と比較した令和 5 年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労継続支援 A 型を通じた一般就労への移行者数	2 人 (2.0 倍)	令和元年度末時点と比較した令和 5 年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労継続支援 B 型を通じた一般就労への移行者数	1 人	令和元年度末時点と比較した令和 5 年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労定着支援事業利用者	70%	就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した割合
【目標値】 就労定着率が 8 割以上の事業所数	70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所の割合

（５）障害児支援の提供体制の整備等

（国の考え方）

国では障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援拡大を図るほか、サービスの質の確保を図るための環境整備を行うこととしています。

第１期障害児福祉計画において、各市町村に児童発達支援センターを１か所以上設置するとともに、保育所等訪問支援の実施体制の確保を成果目標として掲げましたが、平成３０年度末現在、児童発達支援センターを設置している市町村の割合は３２％、保育所等訪問の実施体制を確保している市町村の割合は４２％となっており、達成状況はいずれも十分とは言えません。従って、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の実施体制の確保については、引き続き全市町村における設置及び実施体制の確保を目指すこととします。

また、第１期障害児福祉計画において、主として重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについても、すべての市町村で１か所以上確保することを成果目標として掲げましたが、平成３０年度末現在、重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所を１以上確保している市町村の割合は２８％、重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業所を１以上確保している市町村の割合は３０％となっており、達成状況はいずれも十分とは言えません。また、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置しているケースも少ない状況となっています。従って、主として重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所については、引き続き全市町村における１か所以上の確保、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を基本とします。

（本市の対応方向）

本市では、現在設置している児童発達支援センターなどをはじめとする施設機能の充実を図り、医療的ケア児等コーディネーターを活用した障害児支援体制の強化に引き続き取り組めます。

■障害児支援の提供体制整備等の目標数値

項 目	数 値	数 値 内 容
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1 か所 (設置済)	令和5年度末までに少なくとも1か所以上設置を要する児童発達支援センターの数
【目標値】 保育所等訪問支援事業の実施	2 か所	令和5年度末までに保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	令和5年度末までに少なくとも1か所以上設置を要する主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	協議会設置 (設置済)	令和5年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設けることを基本
【目標値】 医療的ケア児に関するコーディネーターを配置	2 人 (配置済)	令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本

（６）発達障害者等に対する支援

（国の考え方）

発達障害者及び発達障害児の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図っていくこととしています。

（本市の対応方向）

本市では、発達障害者等に対する支援について、児童発達支援サービスを行っている事業所の方に、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムなどを受講していただくことで支援体制の強化を図るとともに、ペアレントメンター及びピアサポートの活動への参加を促します。

■発達障害者等に対する支援の活動指標

項 目	指標			指 標 内 容
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラムなど の受講者数	６人	６人	６人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムなどの実施状況及び発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定
【活動指標②】 ペアレントメンターの人数	０人	０人	２人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定
【活動指標③】 ピアサポートの活動への 参加人数	０人	０人	２人	現状のピアサポートの活動状況及び発達障害者等の人数を勘案し、人数の見込みを設定

※ペアレントトレーニング：発達障害などの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

※ペアレントプログラム：育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

※ペアレントメンター：自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

※ピアサポート：「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

（７）相談支援体制の充実・強化

（国の考え方）

計画相談支援の対象者について、原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置については、平成31年4月1日時点で39%の市町村に留まっています。また、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町村又は圏域において、事業所を援助するなどの更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、総合的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくための実施体制を確保することとします。

（本市の対応方向）

本市におきましては、地域の相談支援機関との連携強化や、地域の相談支援事業者に対する訪問等による指導・助言を行い、事業所との連携による相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、令和4年度から南薩圏域に基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談業務を行う予定です。基幹相談支援センター職員の訪問等による指導・助言、相談支援定例会における内容の充実を図り、支援体制の強化につなげます。

■相談支援体制の充実・強化における活動指標

項 目	数 値	数 値 内 容
【活動指標①】 総合的・専門的な相談支援実施	有	令和4年度から基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談業務の実施
【活動指標②】 相談支援事業所への訪問等による指導・助言等	年 12 回	令和4年度以降の相談支援事業所への訪問等による指導・助言等の回数
【活動指標③】 相談支援事業所の人材育成の支援	年 12 回	令和4年度以降の相談支援事業所への人材育成の支援の回数
【活動指標④】 地域の相談機関との連携強化の取組を実施	年 12 回	相談支援定例会（月1回）の開催数

（８）障害福祉サービス等の質の向上

（国の考え方）

障害福祉サービス利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、相談支援従事者等の各種研修を活用した市町村職員の受講への参加を促す取組や、国保連における審査でエラーとなった内容の分析結果等を活用した取組などが必要であり、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

（本市の対応方向）

障害のある方が、安心した障害福祉サービスを受けられるよう、現在行っている障害福祉サービスの充実と、現在の障害者ニーズに合わせた障害福祉サービスを検討し、障害福祉サービスを受ける方の満足度を高めるため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加し、サービス提供に係る質の向上を目指します。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有として、請求の過誤を無くすことで事務負担軽減につながることから、システムの審査結果について分析して、その結果を関係事業所等と共有する機会を設けます。

■障害福祉サービス等の質の向上における活動指標

項 目	数 値			数 値 内 容
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	２人	２人	２人	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所と共有する体制の有無及びその実施回数
	12回	12回	12回	回数を見込みを設定

3 第6期障害福祉計画サービスの見込みと確保策

(1) 訪問系サービスの見込量

(国の見込量の考え方)

現に利用している方の数、障害者のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護の利用が見込まれる方の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

(本市の見込量の考え方)

令和3年度から令和5年度は、過去の実績等をもとに、サービスを利用している者の数、アンケート調査等による障害者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、見込量を算出しました。

【サービスの対象・内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護	障害者（障害支援区分1以上）	居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するもの（障害支援区分4以上）	居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者	外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事の介護等必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある方で、常に介護を必要とする方（障害支援区分3以上）	行動する際の危険を回避するため、援護や外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護等必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	介護の必要度が著しく高い方（障害支援区分6）で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障害者で、 ・ALS患者など、呼吸管理が必要な身体障害者 ・最重度の知的障害者 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害者	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

○第5期計画と実績（総括）

令和2年度の実績については、訪問系のサービスの利用実績は、利用者数35人／月、延べ利用時間数764時間／月となっており、第5期計画を上回る予定です。

■訪問系サービスの第5期計画と実績

（単位：1月当たりの延べ利用時間数・実人数）

区 分		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
延べ利用時間数(時間／月)		時間	405	381	405	376	405	764
利用者数(人)		人	37	35	37	33	37	35
内 訳	居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	313	297	313	270	313	344
		人	29	27	29	26	29	29
	重度訪問介護	時間	0	0	0	36	0	353
		人	0	0	0	1	0	1
	同行援護	時間	90	82	90	66	90	67
		人	6	6	6	5	6	5
	行動援護	時間	2	2	2	4	2	0
		人	2	2	2	1	2	0
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における訪問系サービスの見込量は、これまでの利用実績に基づき、利用者数42人／月、延べ利用時間数1,162時間／月と設定しました。

■訪問系サービスの見込量

（単位：1月当たりの延べ利用時間数・実人数）

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用時間数(時間／月)		時間	1,139	1,151	1,162
利用者数(人)		人	40	41	42
内 訳	居宅介護(居宅介護 (ホームヘルプ))	時間	332	344	355
		人	30	31	32
	重度訪問介護	時間	720	720	720
		人	2	2	2
	同行援護	時間	81	81	81
		人	6	6	6
	行動援護	時間	6	6	6
		人	2	2	2
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
		人	0	0	0

① 居宅介護（ホームヘルプ）

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，障害者等のニーズ，施設入所者の地域生活への移行者数，入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービス利用が見込まれる者の数，平均的な1人当たりの利用量等を勘案して，利用者数及び量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○居宅介護の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用時間数・実人数）

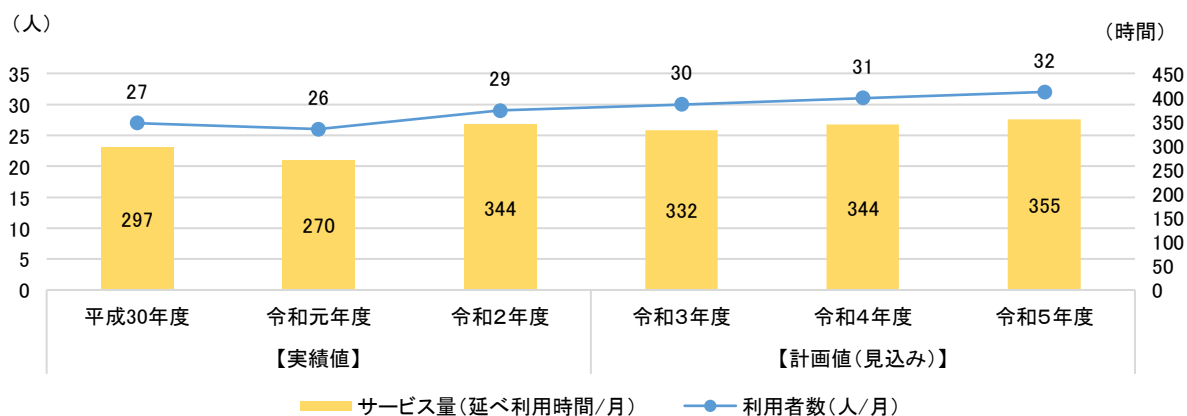
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用時間数/月)	313	297	313	270	313	344
利用者数(人/月)	29	27	29	26	29	29

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における居宅介護の見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数32人/月，延べ利用時間数355時間/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用時間数/月)	332	344	355
利用者数(人/月)	30	31	32



② 重度訪問介護

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービス利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○重度訪問介護の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用時間数・実人数）

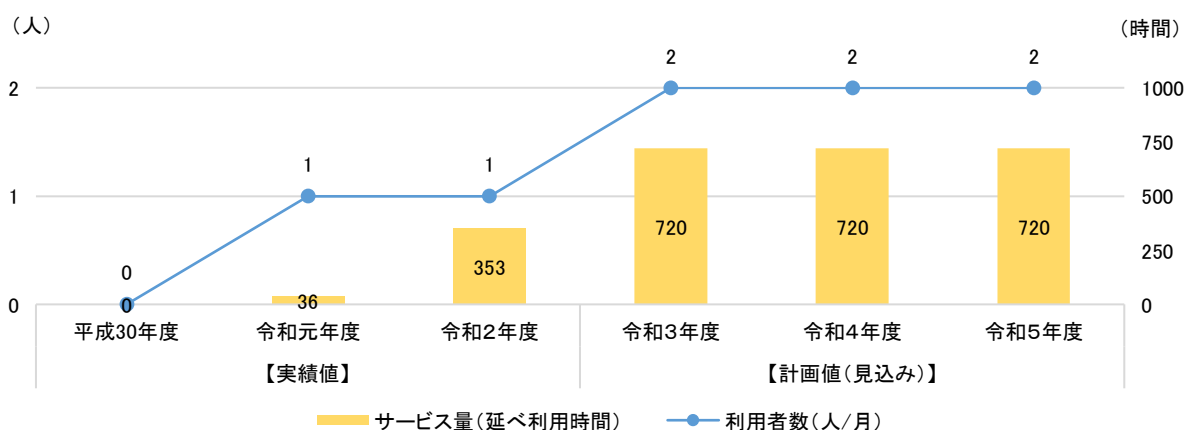
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用時間数/月)	0	0	0	36	0	353
利用者数(人/月)	0	0	0	1	0	1

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における重度訪問介護の見込量は、これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出、利用者数2人/月、延べ利用時間数720時間/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用時間数/月)	720	720	720
利用者数(人/月)	2	2	2



③ 同行援護

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，障害者等のニーズ，施設入所者の地域生活への移行者数，入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービス利用が見込まれる者の数，平均的な1人当たりの利用量等を勘案して，利用者数及び量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○同行援護の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用時間数・実人数）

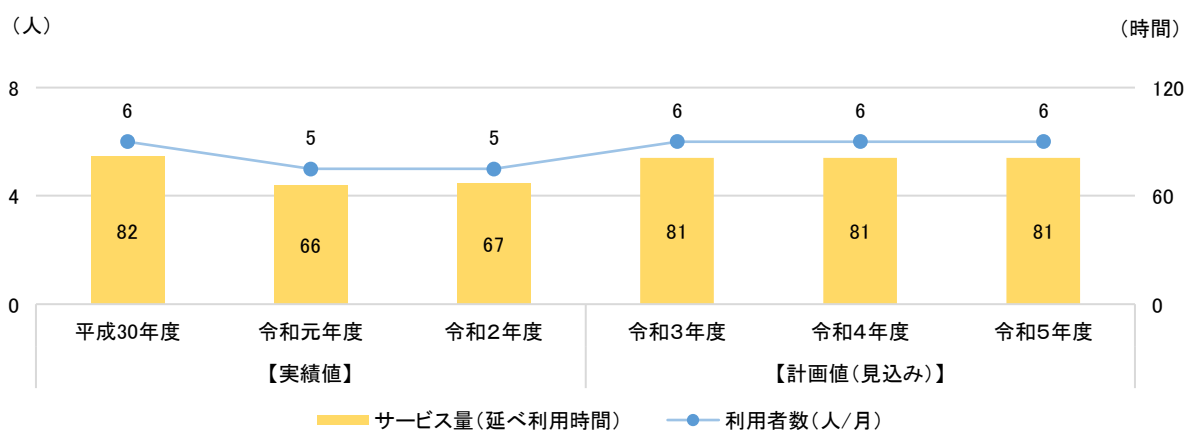
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用時間数/月)	90	82	90	66	90	67
利用者数(人/月)	6	6	6	5	6	5

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における同行援護の見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数6人/月，延べ利用時間数81時間/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用時間数/月)	81	81	81
利用者数(人/月)	6	6	6



④ 行動援護

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービス利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○行動援護の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用時間数・実人数）

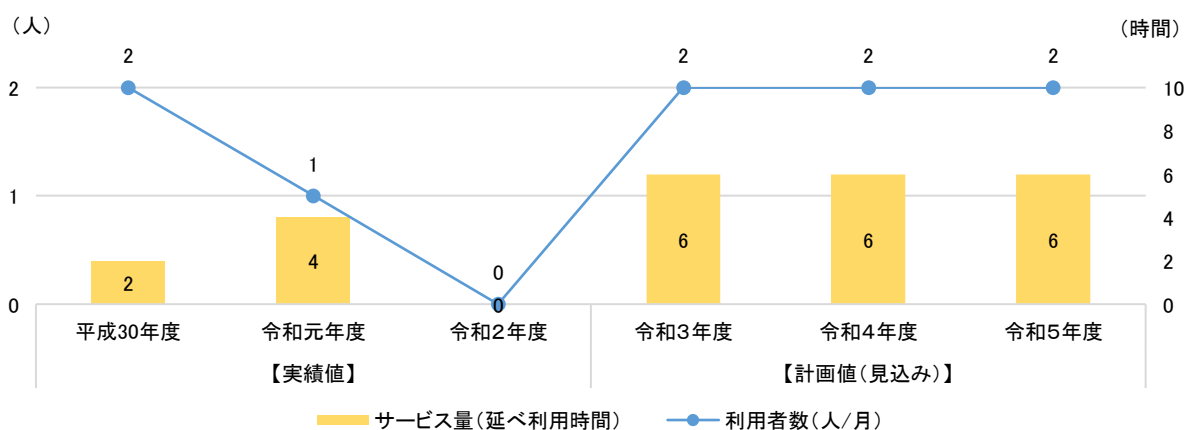
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用時間数/月)	2	2	2	4	2	0
利用者数(人/月)	2	2	2	1	2	0

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における行動援護の見込量は、これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出、利用者数2人/月、延べ利用時間数6時間/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用時間数/月)	6	6	6
利用者数(人/月)	2	2	2



⑤ 重度障害者等包括支援

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービス利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○重度障害者等包括支援の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用時間数・実人数）

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用時間数/月)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における重度障害者等包括支援の見込量は、これまでの利用実績がなかったため、本計画期間にける利用者数及びサービス量は見込んでいません。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用時間数/月)	0	0	0
利用者数(人/月)	0	0	0

見込量確保のための方策

- 計画相談支援を通じて、利用者のニーズを的確に把握しながら、障害特性に応じたきめ細やかなサービスが提供されるよう取り組んでいきます。
- 専門的な知識や技能を習得する研修等への参加を促し、質の高いサービスを提供できるよう人材の育成や確保に努めるよう働きかけを行います。
- 共生型サービス導入に向けての検討を促すなど、サービス提供体制の拡充に向けた働きかけを行います。

(2) 日中活動系サービスの見込量

(国の見込量の考え方)

現に利用している方の数、障害者のニーズなどを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

(本市の見込量の考え方)

令和3年度から令和5年度は、過去の実績等をもとに、サービスを利用している者の数、アンケート調査等による障害者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、見込量を算出しました。

【サービスの対象・内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方で、 ①49歳以下の場合は、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービスです。
自立訓練 （機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な者や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な者が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のために必要な支援を行うサービスです。
自立訓練 （生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ②特別支援学校を卒業した方や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方	自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。 標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間と定められています。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労継続支援 (A型)	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方	雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される方	就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者で就労継続期間が6月を経過した方	一般就労した障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方で、 ①ALS 患者など、呼吸管理を行っており、障害程度区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害程度区分5以上の方	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者に対し、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。
短期入所	介護者の病気などで一時的に居宅での介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障害者	自宅で介護する者が病気やレスパイトの場合等に、施設への入所を必要とする障害者に対し、短期間の入所で、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

○第5期計画と実績（総括）

■日中活動系サービスの第5期計画と実績

（単位：1月当たりの延べ利用日数・実人数）

区 分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	人日	3,697	3,774	3,697	3,772	3,697	3,783
	人	178	178	178	183	178	183
自立訓練(機能訓練)	人日	18	22	18	16	18	0
	人	1	1	1	1	1	0
自立訓練(生活訓練)	人日	122	35	122	66	122	40
	人	6	2	6	4	6	3
就労移行支援	人日	105	128	105	125	105	109
	人	6	7	6	8	6	7
就労継続支援(A型)	人日	653	606	653	592	653	514
	人	34	31	34	31	34	27
就労継続支援(B型)	人日	2,162	2,480	2,162	2,555	2,162	2,622
	人	121	137	121	149	121	152
就労定着支援	人	2	0	2	2	2	2
療養介護	人	8	8	8	8	8	8
短期入所(福祉型)	人日	217	168	217	176	217	170
	人	17	15	17	16	17	14
短期入所(医療型)	人日	30	0	30	0	30	0
	人	1	0	1	0	1	0

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービスの見込量（総括）

■日中活動系サービスの見込量

（単位：1月当たりの延べ利用日数・実人数）

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	3,877	3,877	3,877
	人	186	186	186
自立訓練（機能訓練）	人日	18	18	18
	人	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日	84	84	84
	人	5	5	5
就労移行支援	人日	115	115	115
	人	7	7	7
就労継続支援（A型）	人日	596	615	635
	人	31	32	33
就労継続支援（B型）	人日	2,660	2,695	2,730
	人	152	154	156
就労定着支援	人	3	4	5
療養介護	人	8	8	8
短期入所（福祉型）	人日	191	197	202
	人	17	17	18
短期入所（医療型）	人日	11	11	11
	人	1	1	1

① 生活介護

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，障害者等のニーズ，施設入所者の地域生活への移行者数，入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数，平均的な1人当たり利用量などを勘案して，利用者数と量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○生活介護の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用日数・実人数）

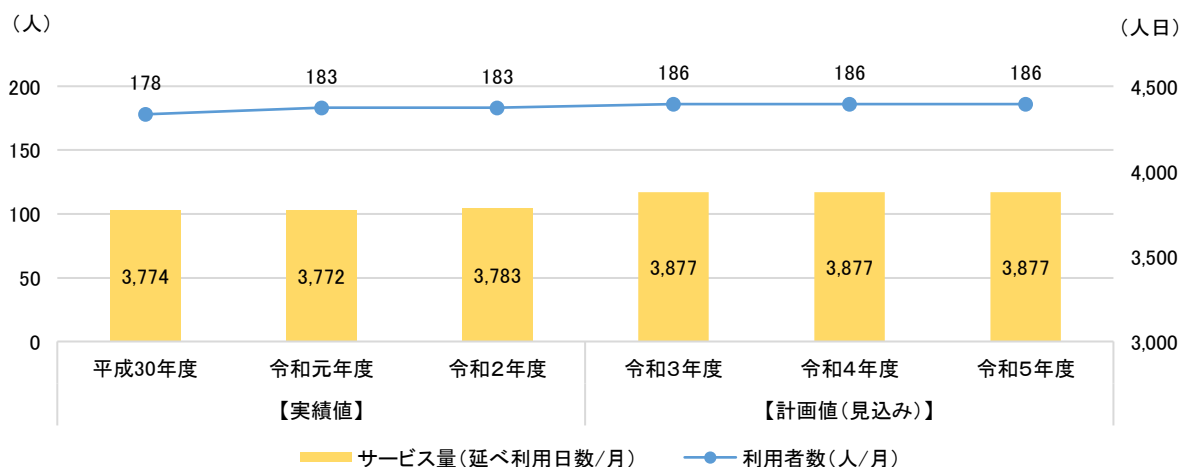
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用日数/月)	3,697	3,774	3,697	3,772	3,697	3,783
利用者数(人/月)	178	178	178	183	178	183

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における生活介護の見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数186人/月，延べ利用日数3,877人日/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	3,877	3,877	3,877
利用者数(人/月)	186	186	186



② 自立支援（機能訓練）

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，障害者等のニーズ，施設入所者の地域生活への移行者数，平均的な1人当たり利用量などを勘案して，利用者数と量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○自立訓練（機能訓練）の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用日数・実人数）

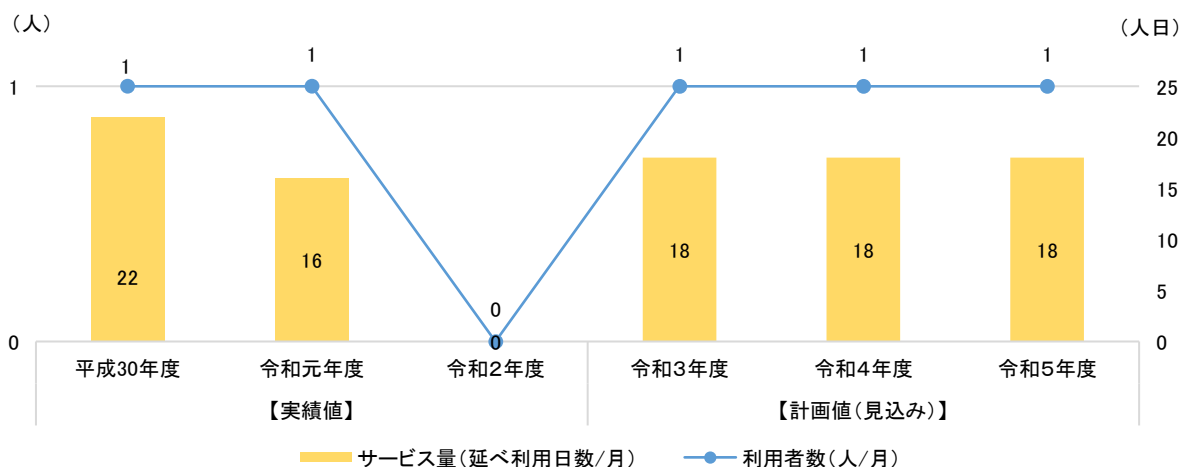
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用日数/月)	18	22	18	16	18	0
利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	0

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における自立訓練（機能訓練）の見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数1人/月，延べ利用日数18人日/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	18	18	18
利用者数(人/月)	1	1	1



③ 自立支援（生活訓練）

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，障害者等のニーズ，施設入所者の地域生活への移行者数，入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立支援（生活訓練）の利用が見込まれる者の数，平均的な1人当たり利用量などを勘案して，利用者数と量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○自立訓練（生活訓練）の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用日数・実人数）

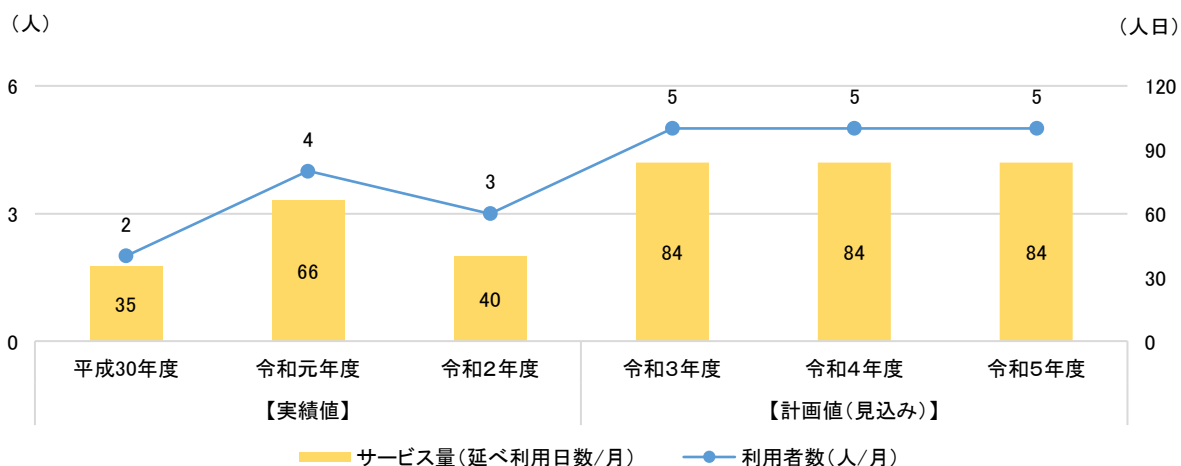
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用日数/月)	122	35	122	66	122	40
利用者数(人/月)	6	2	6	4	6	3

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における自立訓練（生活訓練）の見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数5人/月，延べ利用日数84人日/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	84	84	84
利用者数(人/月)	5	5	5



④ 就労移行支援

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，障害者等のニーズ，施設入所者の地域生活への移行者数，入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数，福祉施設の利用者の一般就労への移行者数，特別支援学校卒業者など，新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数，平均的な1人当たり利用量などを勘案して，利用者数と量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○就労移行支援の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用日数・実人数）

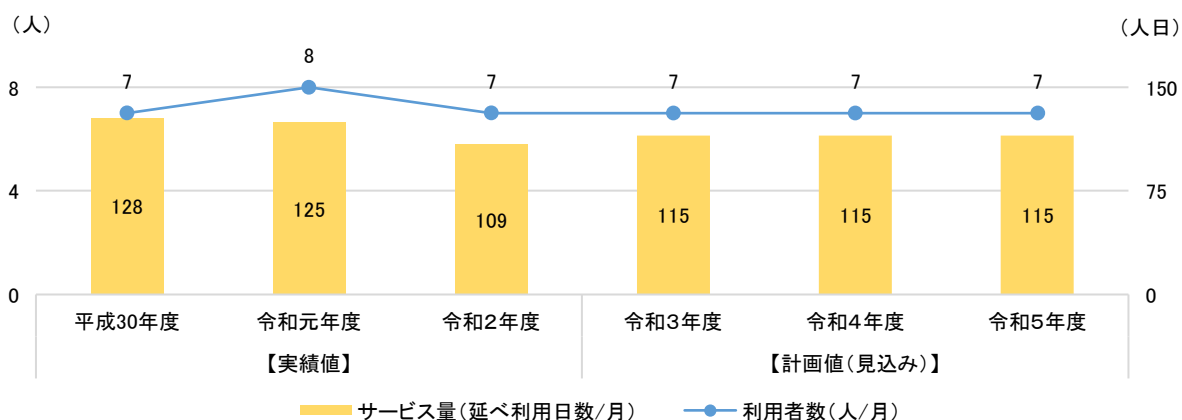
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用日数/月)	105	128	105	125	105	109
利用者数(人/月)	6	7	6	8	6	7

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における就労移行支援の見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数7人/月，延べ利用日数115人日/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	115	115	115
利用者数(人/月)	7	7	7



⑤ 就労継続支援（A型）

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，障害者等のニーズ，施設入所者の地域生活への移行者数，入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数，就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数，平均的な1人当たり利用量，地域の雇用情勢などを勘案して，利用者数と量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○就労継続支援（A型）の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用日数・実人数）

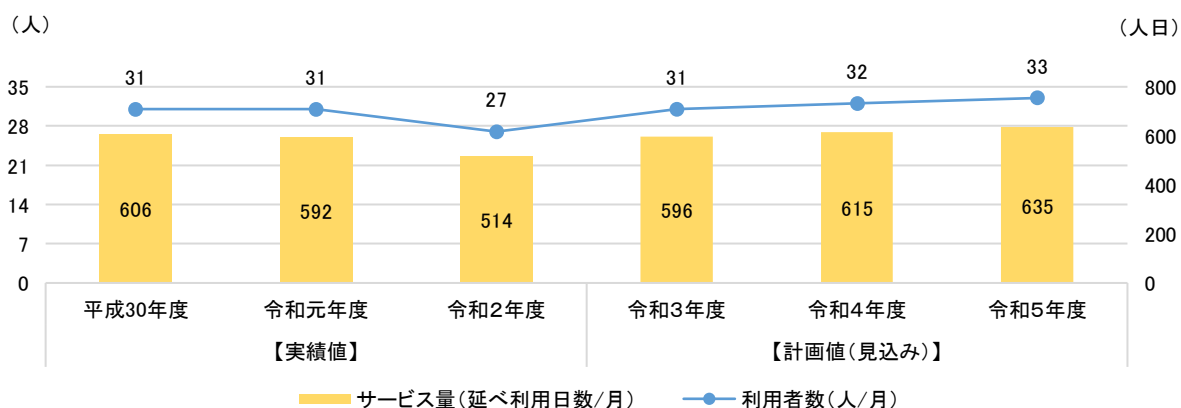
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用日数/月)	653	606	653	592	653	514
利用者数(人/月)	34	31	34	31	34	27

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における就労継続支援（A型）の見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数33人/月，延べ利用日数635人日/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	596	615	635
利用者数(人/月)	31	32	33



⑥ 就労継続支援（B型）

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，障害者等のニーズ，施設入所者の地域生活への移行者数，入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数，就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数，平均的な1人当たり利用量などを勘案して，利用者数と量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○就労継続支援（B型）の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用日数・実人数）

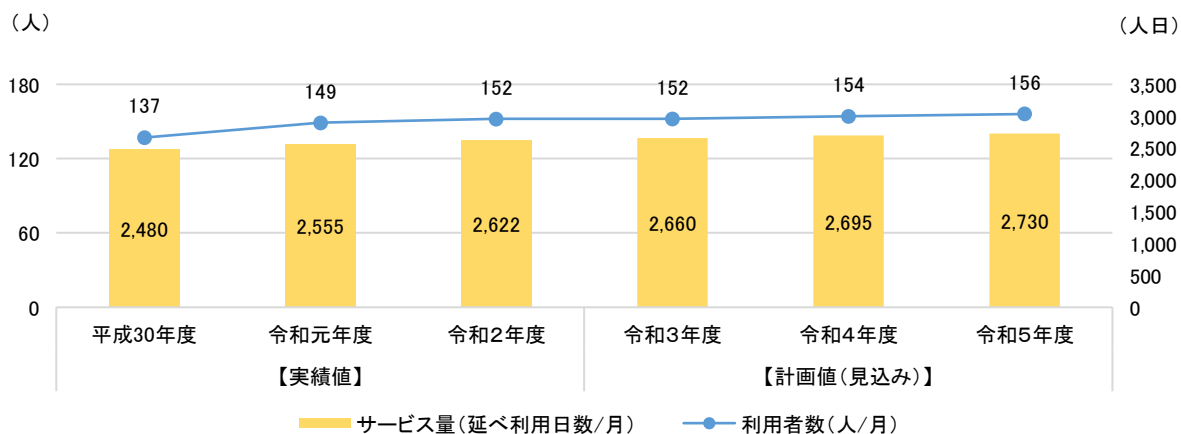
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用日数/月)	2,162	2,480	2,162	2,555	2,162	2,622
利用者数(人/月)	121	137	121	149	121	152

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における就労継続支援（B型）の見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数 156 人/月，延べ利用日数 2,730 人日/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	2,660	2,695	2,730
利用者数(人/月)	152	154	156



⑦ 就労定着支援

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，障害者等のニーズ，福祉施設の利用者の一般就労への移行者数などを勘案して，利用者数の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○就労定着支援の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの実利用者数）

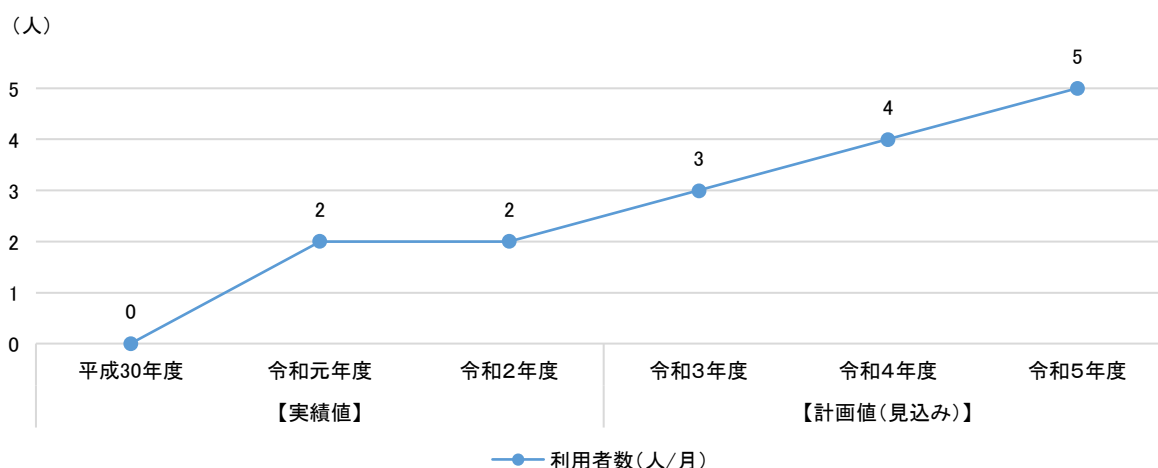
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人／月)	2	0	2	2	2	2

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における就労定着支援の見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数5人／月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人／月)	3	4	5



⑧ 療養介護

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，障害者等のニーズなどを勘案して，利用者数の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○療養介護の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの実利用者数）

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人／月)	8	8	8	8	8	8

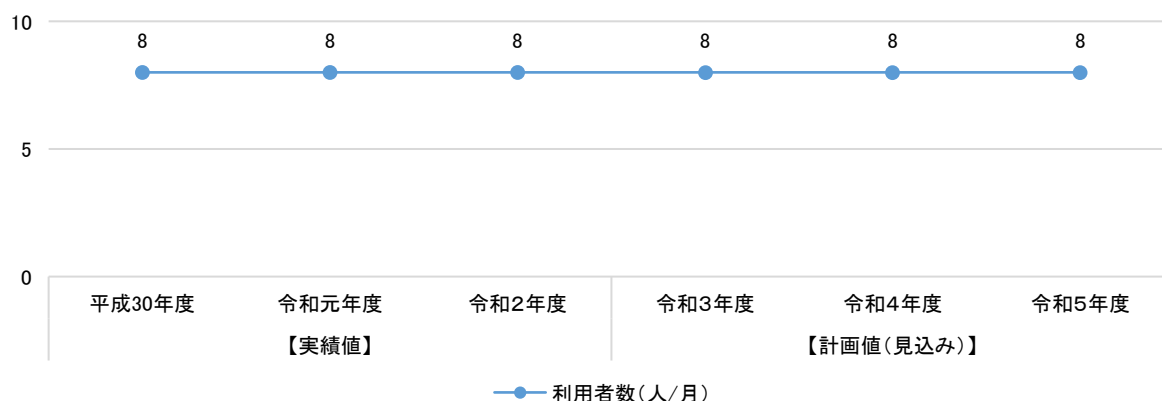
※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における療養介護の見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数8人／月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人／月)	8	8	8

（人）



⑨ 短期入所（福祉型）

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，障害者等のニーズ，施設入所者の地域生活への移行者数，入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数，平均的な1人当たりの利用量等を勘案して，利用者数及び量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○短期入所（福祉型）の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用日数・実人数）

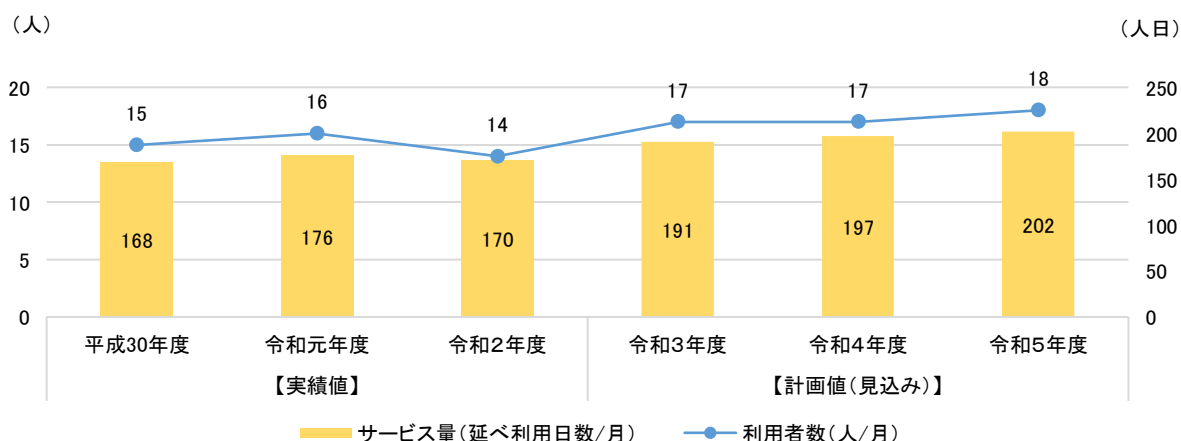
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用日数/月)	217	168	217	176	217	170
利用者数(人/月)	17	15	17	16	17	14

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における短期入所（福祉型）の見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数18人/月，延べ利用日数202人日/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	191	197	202
利用者数(人/月)	17	17	18



⑩ 短期入所（医療型）

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，障害者等のニーズ，施設入所者の地域生活への移行者数，入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数，平均的な1人当たりの利用量等を勘案して，利用者数及び量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○短期入所（医療型）の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用日数・実人数）

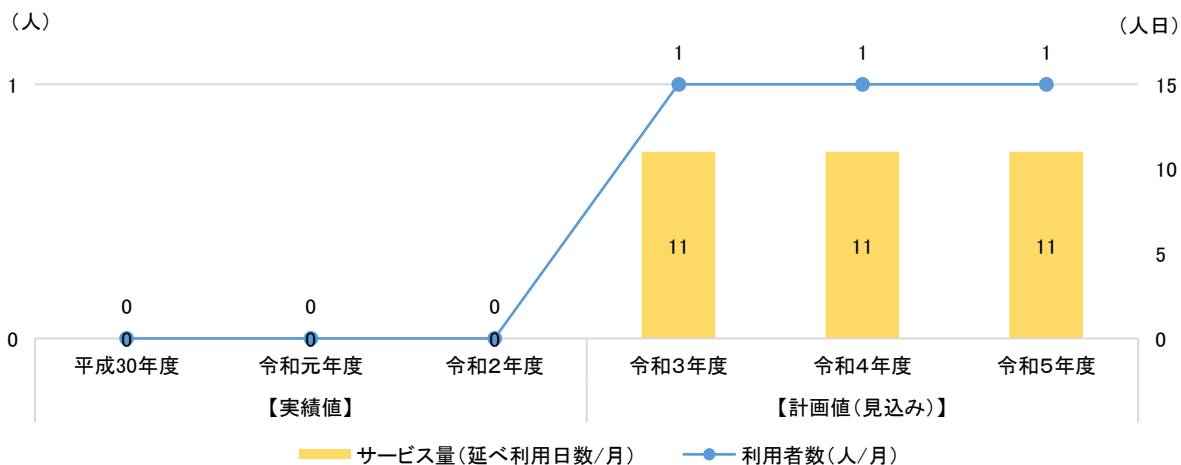
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用日数/月)	30	0	30	0	30	0
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	0

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における短期入所（医療型）の見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数1人/月，延べ利用日数11人日/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	11	11	11
利用者数(人/月)	1	1	1



見込量確保のための方策

- 就労継続支援（B型）が増加傾向であるのに対し，就労継続支援（A型）は減少傾向であることを踏まえ，利用者や事業所のニーズを把握しながら支援体制の確保と充実を図ります。
- 地域移行や就労による社会参加等の実現のために，必要とする人が必要とするサービスを適切に利用できるよう，情報提供と周知に努めます。また，ハローワーク，特別支援学校，サービス提供事業所，企業などの関係団体・機関との連携を強化し，就労先の確保に努めます。
- 就労継続支援事業所等を支援するため，事業所等からの物品や役務調達の推進を図ります。

(3) 居住系サービスの見込量

(国の見込量の考え方)

現に利用している方の数、障害者のニーズなどを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

(本市の見込量の考え方)

令和3年度から令和5年度は、過去の実績等をもとに、サービスを利用している者の数、アンケート調査等による障害者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、見込量を算出しました。

【サービスの対象・内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた方で一人暮らしへ移行した方等	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしへ移行した方等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問したり、電話相談等により、食事、洗濯、掃除等に課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
共同生活援助	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している方で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な方	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	施設に入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

○第5期計画と実績（総括）

■居住系サービスの第5期計画と実績

（単位：1月当たりの実利用者数）

区 分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	人	-	0	-	0	-	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	64	65	64	67	64	73
施設入所支援	人	128	125	128	126	128	125

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービスの見込量（総括）

■居住系サービスの見込量

（単位：1月当たりの実利用者数）

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	75	76	77
施設入所支援	人	125	124	123

① 自立生活援助

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，同居している家族による支援を受けられない障害者の数，施設入所者の地域生活への移行者数，入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数などを勘案して，利用者数の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○自立生活援助の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの実利用者数）

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人／月)	-	0	-	0	-	0

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における自立生活援助の見込量は，これまでの利用実績がなかったため，本計画期間にける利用者数及びサービス量は見込んでいません。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人／月)	0	0	0

② 共同生活援助（グループホーム）

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，障害者等のニーズ，施設入所者の地域生活への移行者数，入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数，1人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数，グループホームから退所する者の数などを勘案して，利用者数の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○共同生活援助（グループホーム）の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの実利用者数）

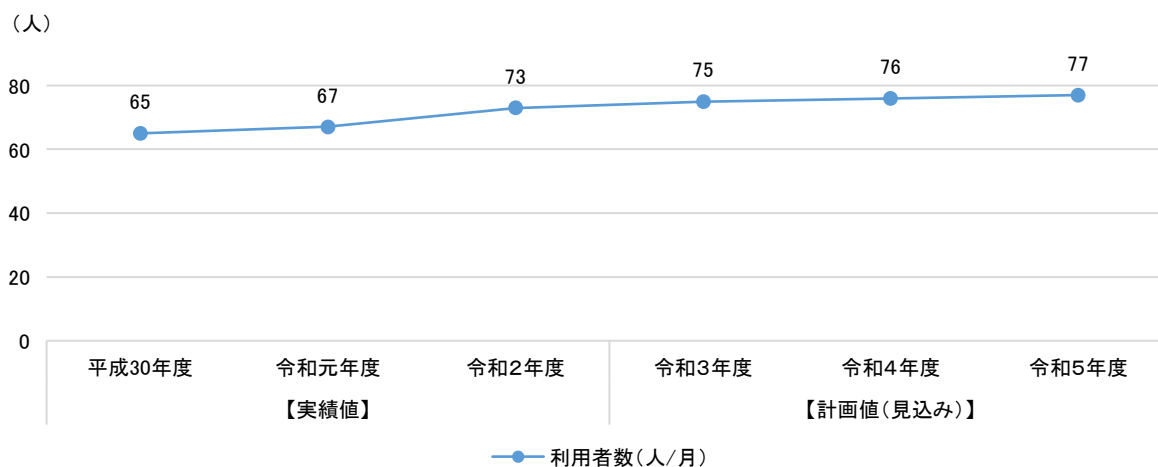
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人/月)	64	65	64	67	64	73

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における共同生活援助（グループホーム）の見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案し算出，利用者数77人/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	75	76	77



③ 施設入所支援

【必要量見込に関する国の基本方針】

令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除したうえで、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○施設入所支援の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの実利用者数）

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人/月)	128	125	128	126	128	125

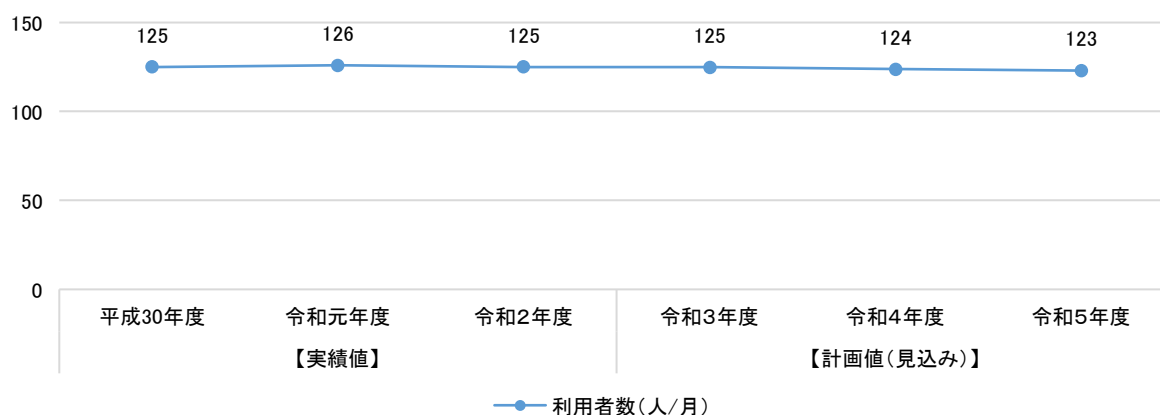
※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における施設入所支援の見込量は、成果目標に基づき、利用者数 123 人/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	125	124	123

(人)



見込量確保のための方策

- 障害のある人が、地域で自立した生活を送るうえで必要なサービスを提供できるよう、利用者のニーズに応じたサービスの提供体制の確保に努めます。
- 障害のある人が地域で生活しやすくなるよう、市の広報や講演会等を通じて、障害に対する理解の促進に努めます。

（４）相談支援サービスの見込量

（国の見込量の考え方）

現に利用している方の数、障害者のニーズなどを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

（本市の見込量の考え方）

令和３年度から令和５年度は、過去の実績等をもとに、サービスを利用している者の数、アンケート調査等による障害者等のニーズ、平均的な１人当たりの利用量等を勘案して、見込量を算出しました。

【サービスの対象・内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障害者 障害福祉サービスを利用する18歳以上の障害者	障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しをするための支援を行うサービスです。
地域移行支援	障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障害者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者	入所している障害者又は入院している精神障害者が地域生活に移行するための相談等の支援を行うサービスです。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者	居宅等で単身生活する障害者が地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。

○第5期計画と実績（総括）

■相談支援サービスの第5期計画と実績

（単位：1月当たりの実利用者数）

区 分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人	60	70	60	80	60	84
地域移行支援	人	1	0	3	0	5	0
地域定着支援	人	1	0	2	0	3	0

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービスの見込量（総括）

■相談支援サービスの見込量

（単位：1月当たりの実利用者数）

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	87	92	97
地域移行支援	人	1	2	3
地域定着支援	人	1	2	3

① 計画相談支援

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，障害者等のニーズ，入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数などを勘案して，利用者数の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○計画相談支援の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの実利用者数）

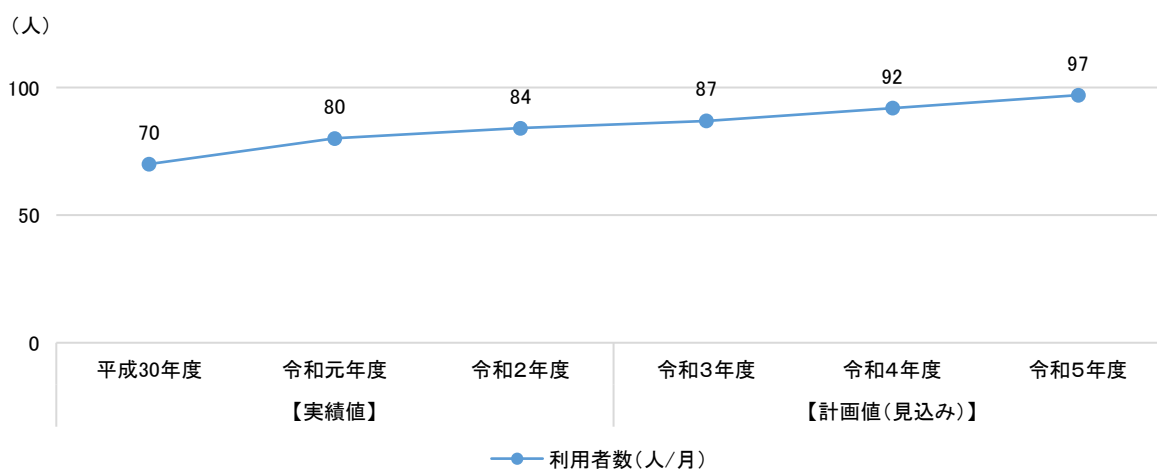
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人／月)	60	70	60	80	60	84

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における計画相談支援の見込量は，利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案し算出，利用者数97人／月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人／月)	87	92	97



② 地域移行支援

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，障害者等のニーズ，施設入所者の地域生活への移行者数，入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数などを勘案して，利用者数の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○地域移行支援の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの実利用者数）

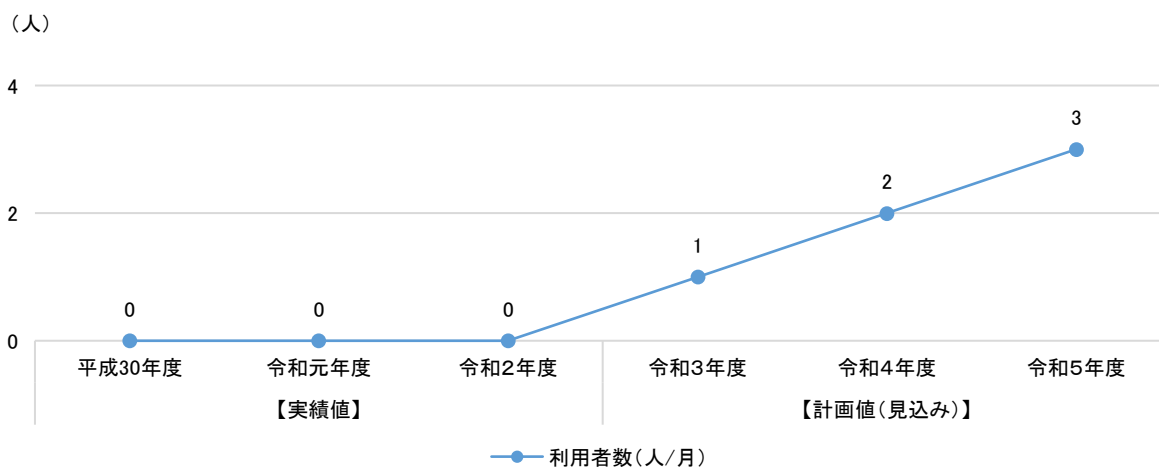
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人／月)	1	0	3	0	5	0

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

令和5年度における地域移行支援の見込量は，入所施設から地域生活に移行の成果目標に沿って，利用者数3人／月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人／月)	1	2	3



③ 地域定着支援

【必要量見込に関する国の基本方針】

利用している者の数，単身世帯である障害者の数，同居している家族による支援を受けられない障害者の数，施設入所者の地域生活への移行者数，入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数などを勘案して，利用者数の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○地域移行支援の第5期計画と実績値

（単位：1月当たりの実利用者数）

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人／月)	1	0	2	0	3	0

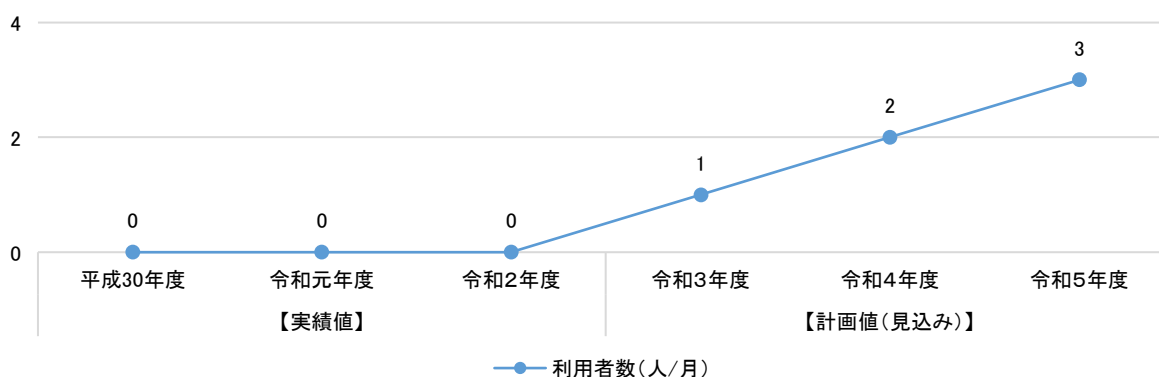
※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービス見込量

これまで利用実績はありませんが，今後，施設入所者等の地域移行から，定着支援利用者を見込み，令和5年度における地域移行支援の見込量は，利用者数3人／月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人／月)	1	2	3

(人)



見込量確保のための方策

- サービス等利用計画については、ニーズの増大が見込まれるため、サービス提供体制の拡大を促すとともに、自立支援協議会の専門部会において、ケース検討や情報を共有し、相談支援の質の向上と人材確保に努めます。
- 地域移行支援や地域定着支援の提供に向けて、入所施設や医療機関、福祉サービスの提供事業所などとの連携を促していきます。

（５）地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

【必須事業】

① 相談支援事業

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
障害者等相談支援事業	地域の障害者などを取り巻く福祉環境の問題に対し、障害者などや障害児の保護者又は障害者などの介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行い、さらに、サービス提供事業者などとの連絡調整などを総合的に行うサービスです。
基幹相談支援センターの設置	市町村における相談支援事業が適正、かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とします。
地域自立支援協議会	障害者などの地域生活を支援するために、個々の機関のみで支援するのではなく、情報を共有し保健、医療、福祉、教育、就労などのあらゆる地域資源を総結集し、協働して多様な支援を一体的に実施するための協議会です。

○相談支援事業の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
障害者等相談支援事業の実施(か所)	7	7	7	7	7	7
基幹相談支援センターの設置(か所)	0	0	1	0	1	0
地域自立支援協議会の開催見込	有	有	有	有	有	有

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービスの見込量

障害者等相談支援事業は、これまでの相談支援事業所に引き続き業務を委託するものとします。

基幹相談支援センターの設置については、現在、南薩圏域による令和4年度からの設置に向けて取り組んでいます。

地域自立支援協議会の開催については、毎年度開催をしており、今後も、継続して開催いたします。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者等相談支援事業の実施(か所)	7	7	7
基幹相談支援センターの設置(か所)	0	1	1
地域自立支援協議会の開催見込	有	有	有

見込量確保のための方策

- 相談支援事業を実施するに当たり、本市では社会福祉法人等に委託して実施を行っています。障害のある人が、身近な地域で相談を受けられるよう、相談窓口の周知を継続し、利用促進へと繋がります。
- 基幹相談支援センターの設置に向けた協議を引き続き行い、令和4年度からの設置を目指します。

② 意思疎通支援事業

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
意思疎通支援事業	意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

○意思疎通支援事業の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施事業所数(か所)	2	2	2	2	2	2
実利用者数(人／年)	3	3	4	4	5	1

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービスの見込量

令和5年度における意思疎通支援事業の見込量は、これまでの利用実績に基づき、実施事業所数2か所、利用者数6人と設定しました。

■意思疎通支援事業の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数(か所)	2	2	2
実利用者数(人／年)	5	5	6

見込量確保のための方策

■意思疎通支援事業を実施にするに当たり、本市では社会福祉法人等に委託しています。今後も利用者が安心して利用できるよう、制度や手続き等の周知を行います。

③ 日常生活用具給付等事業

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障害のある人等の身体介護を支援する用具や障害のある児童が訓練に用いる椅子等の用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者屋内信号装置など、障害のある人等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害のある人等の在宅療養を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある人等の情報収集、伝達や意思疎通を支援する用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある人等の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消など、障害のある人等の居宅における移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の一部を助成します。

○日常生活用具給付等事業の第5期計画と実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
日常生活用具給付等事業計(件／年)	1,018	1,078	1,018	978	1,018	480
①介護・訓練支援用具(件／年)	3	1	3	2	3	1
②自立生活支援用具(件／年)	4	6	4	6	4	1
③在宅療養等支援用具(件／年)	3	15	3	7	3	3
④情報・意思疎通支援用具(件／年)	5	8	5	3	5	1
⑤排泄管理支援用具(件／年)	1,000	1,048	1,000	959	1,000	473
⑥住宅改修費(件／年)	3	0	3	1	3	1

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービスの見込量

令和5年度における日常生活用具給付等事業の見込量は、これまでの利用実績に基づき、介護・訓練支援用具3件、自立生活支援用具6件、在宅療養等支援用具7件、情報・意思疎通支援用具5件、排泄管理支援用具1,000件、住宅改修費1件と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業計(件／年)	1,022	1,022	1,022
①介護・訓練支援用具(件／年)	3	3	3
②自立生活支援用具(件／年)	6	6	6
③在宅療養等支援用具(件／年)	7	7	7
④情報・意思疎通支援用具(件／年)	5	5	5
⑤排泄管理支援用具(件／年)	1,000	1,000	1,000
⑥住宅改修費(件／年)	1	1	1

見込量確保のための方策

- 在宅障害者などの身近なサービスであることから、ホームページをはじめ、あらゆる関係機関においても案内できるよう周知し、障害のある人のニーズに合った用具を給付できるよう適切な情報提供に努めます。

④ 移動支援事業

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
移動支援事業	移動支援事業とは、1人で外出することが困難な障害者などのために、日常生活における必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のために必要な外出移動の介護を行うサービスです。 具体的には、個別移動支援やグループ移動支援があり、障害者などで、外出時に移動の支援が必要と認められた方が対象となります。

○移動支援事業の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施事業所数(か所)	5	5	5	5	5	4
実利用者数(人)	1	0	1	0	1	1
利用時間(時間)	10	0	10	0	10	4.5

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービスの見込量

令和5年度における移動支援事業の見込量は、これまでの利用実績に基づき、実施事業所数5か所、利用者数2人、利用時間15時間と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数(か所)	5	5	5
実利用者数(人)	2	2	2
利用時間(時間)	15	15	15

見込量確保のための方策

■障害者などのニーズに応じた支援を行うとともに、安定したサービスを提供するため、関連事業所との連携を図ります。

⑤ 地域活動支援センター事業

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
地域活動支援センター事業	障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等の便宜を提供する事業です。

○地域活動支援センター事業の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施事業所数(か所)	6	6	6	6	6	7
利用者数(人)	4,000	4,483	4,000	4,425	4,000	2,127

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービスの見込量

令和5年度における地域活動支援センター事業の見込量は、これまでの利用実績に基づき、実施事業所数8か所、利用者数4,500人と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数(か所)	8	8	8
利用者数(人)	4,500	4,500	4,500

見込量確保のための方策

- 地域活動支援センター事業の見込量を達成するため、社会福祉法人等に委託して実施します。
- 障害者の地域生活支援の促進を図るため、障害に対する理解促進のための普及・啓発や障害者支援のためのボランティア育成など、地域活動支援センターの機能を充実強化します。
- 事業所との連携によるサービス周知を行い、仲間づくりや地域との交流を促進します。

⑥ 成年後見制度利用支援事業

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
成年後見制度 利用支援事業	知的障害・精神障害者で判断能力が不十分な者について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

○成年後見制度利用支援事業の第5期計画と実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利 用 者 数(人)	1	2	1	0	1	1

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービスの見込量

令和5年度における成年後見制度利用支援事業の見込量は、これまでの利用実績に基づき、利用者数2人と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者 数(人)	2	2	2

見込量確保のための方策

■制度の周知を図るとともに、関係機関と連携体制を構築し、判断能力が十分でない障害のある人の保護、支援を図ります。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある方等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、聴覚障害のある方等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業です。

○手話奉仕員養成研修事業の第5期計画と実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施事業所数(か所)	1	1	1	1	1	1
利 用 者 数(人)	30	29	30	23	30	24

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービスの見込量

令和5年度における手話奉仕員養成研修事業の見込量は、これまでの利用実績に基づき、実施事業所数1か所、利用者数25人と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数(か所)	1	1	1
利 用 者 数(人)	25	25	25

見込量確保のための方策

- 手話奉仕員養成研修事業は、社会福祉協議会に委託して実施し、手話奉仕員の育成に取り組んでいます。研修修了者はボランティア登録を行っています。
- 今後についても、計画的に養成研修を実施し、手話奉仕員の確保に努めます。
- 各連携機関の協力を得ながら手話の周知に努め、手話奉仕員養成研修後の活躍の場を創出します。

【任意事業】

① 日中一時支援事業

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
日中一時支援事業	障害者・児を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うことを目的とする事業です。 具体的には、日中に障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、必要に応じて送迎サービスや、その他適切な支援を行います。

○日中一時支援事業の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施事業所数(か所)	18	18	18	18	18	17
実利用者数(人)	28	17	28	15	28	12

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービスの見込量

令和5年度における日中一時支援事業の見込量は、これまでの利用実績に基づき、実施事業所数18か所、利用者数15人と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数(か所)	18	18	18
実利用者数(人)	15	15	15

見込量確保のための方策

■サービスの周知に努め、安定したサービスを提供するため、関係事業所と連携を図ります。

② 訪問入浴サービス事業

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスです。 具体的には、看護師または准看護師もしくは介護職員が、身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護などを行います。

○訪問入浴サービス事業の第5期計画と実績

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施事業所数(か所)	1	2	1	2	1	2
実利用者数(人)	1	2	1	2	1	2

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービスの見込量

令和5年度における訪問入浴サービス事業の見込量は、これまでの利用実績に基づき、実施事業所数2か所、利用者数2人と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数(か所)	2	2	2
実利用者数(人)	2	2	2

見込量確保のための方策

■サービスの周知・広報を行うとともに、事業所との連携、新規事業所の参入促進を図ります。

③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害者の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。また、就労などの目的で、自己所有の自動車を運転するため、手ブレーキ・手動アクセル・ハンドルへ旋回装置などの取付け等の改造が必要となる場合に、改造経費の一部を助成します。

○自動車運転免許取得・改造助成事業の第5期計画と実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利 用 者 数(人)	1	2	1	2	1	1

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービスの見込量

令和5年度における自動車運転免許取得・改造助成事業の見込量は、これまでの利用実績に基づき、利用者数2人と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者 数(人)	2	2	2

見込量確保のための方策

■今後も事業の周知・広報を継続し、障害者の社会参加を促進します。

④ 更生訓練費給付事業

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害者に，更生訓練費を支給し，社会復帰の促進を図る事業です

○更生訓練費給付事業の第5期計画と実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実 利 用 者 数(人)	13	13	13	13	13	7

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第6期におけるサービスの見込量

令和5年度における更生訓練費給付事業の見込量は，これまでの利用実績に基づき，利用者数13人と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 利 用 者 数(人)	13	13	13

見込量確保のための方策

- 今後も事業の周知・広報を継続し，就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害者の社会復帰を促進します。

4 第2期障害児福祉計画サービスの見込みと確保策

【サービスの対象・内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童	日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うサービスです。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり，理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童	日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等及び治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校（小学校から高等学校まで）に通学中の支援を必要とする障害のある児童	授業の終了後又は学校の休業日に，児童発達支援センター等の施設に通わせ，生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害のある児童	保育所等を訪問し，障害児に対して，障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあり，児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難である児童	障害のある児童の居宅を訪問し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障害児通所サービスを希望する児童	障害のある児童について，障害福祉サービスを利用するため，児童の心身の状況や環境，児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。
医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーター設置	医療的ケア児	医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し，総合的・包括的な支援の提供を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

① 児童発達支援

【必要量見込に関する国の基本方針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用児童数と量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○児童発達支援の第1期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用日数・実人数）

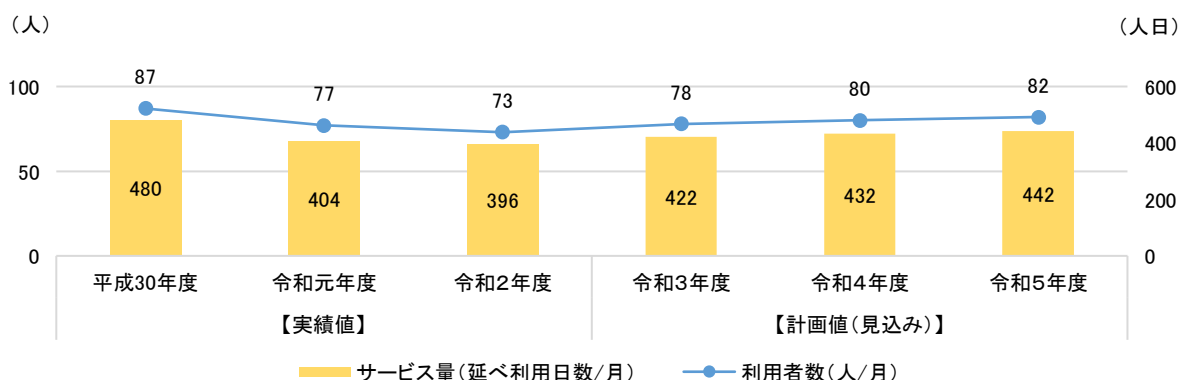
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用日数/月)	453	480	453	404	453	396
利用者数(人/月)	74	87	74	77	74	73

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第2期におけるサービス見込量

令和5年度における児童発達支援の見込量は、これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出、利用者数 82 人/月、延べ利用日数 442 人日/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	422	432	442
利用者数(人/月)	78	80	82



見込量確保のための方策

■今後もサービスを利用しやすい仕組みの創出を検討します。

② 医療型児童発達支援

【必要量見込に関する国の基本方針】

地域における児童の数の推移，現に利用している障害児の数，障害児等のニーズ，保育所等での障害児の受入状況，入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数，平均的な1人当たり利用量などを勘案して，利用児童数と量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○医療型児童発達支援の第1期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用日数・実人数）

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用日数/月)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第2期におけるサービス見込量

令和5年度における医療型児童発達支援の見込量は，これまでの利用実績がなかったため，本計画期間にける利用者数及びサービス量は見込んでいません。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	0	0	0
利用者数(人/月)	0	0	0

見込量確保のための方策

■サービスの周知を行い，利用者ニーズの把握に努めます。

③ 放課後等デイサービス

【必要量見込に関する国の基本方針】

地域における児童の数の推移，現に利用している障害児の数，障害児等のニーズ，放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況，入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数，平均的な1人当たり利用量などを勘案して，利用児童数と量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○放課後等デイサービスの第1期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用日数・実人数）

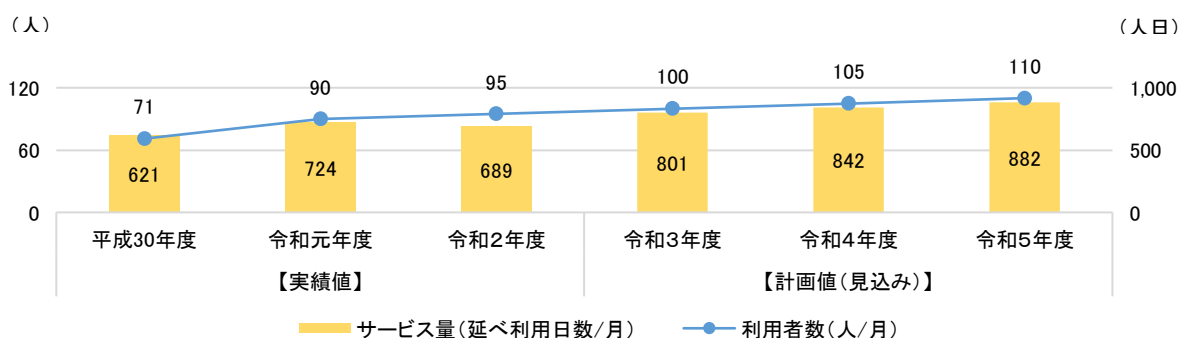
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用日数/月)	629	621	629	724	629	689
利用者数(人/月)	68	71	68	90	68	95

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第2期におけるサービス見込量

令和5年度における放課後等デイサービスの見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数 110 人/月，延べ利用日数 882 人日/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	801	842	882
利用者数(人/月)	100	105	110



見込量確保のための方策

■今後もサービスを利用しやすい仕組みの創出や，支援の充実について事業所との連携を図ります。

④ 保育所等訪問支援

【必要量見込に関する国の基本方針】

地域における児童の数の推移，現に利用している障害児の数，障害児等のニーズ，保育所等での障害児の受入又は利用状況，平均的な1人当たり利用量などを勘案して，利用児童数と量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○保育所等訪問支援の第1期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用日数・実人数）

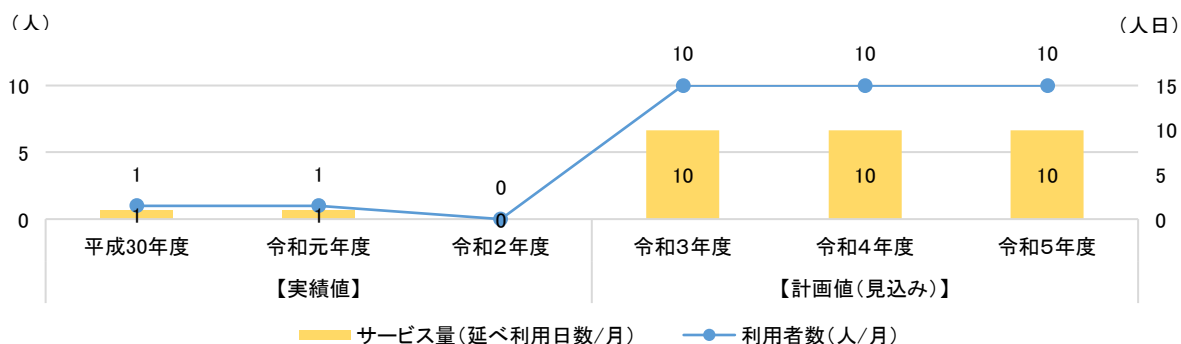
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用日数/月)	1	1	1	1	1	0
利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	0

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第2期におけるサービス見込量

令和5年度における保育所等訪問支援の見込量は，新規事業所の開設，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数10人/月，延べ利用日数10人日/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	10	10	10
利用者数(人/月)	10	10	10



見込量確保のための方策

■児童の保護者や保育所等への制度周知に努め，支援の充実を図ります。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

【必要量見込に関する国の基本方針】

地域における児童の数の推移，現に利用している障害児の数，障害児等のニーズ，医療的ケア児のニーズ，平均的な1人当たり利用量などを勘案して，利用児童数と量の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○居宅訪問型児童発達支援の第1期計画と実績値

（単位：1月当たりの延べ利用日数・実人数）

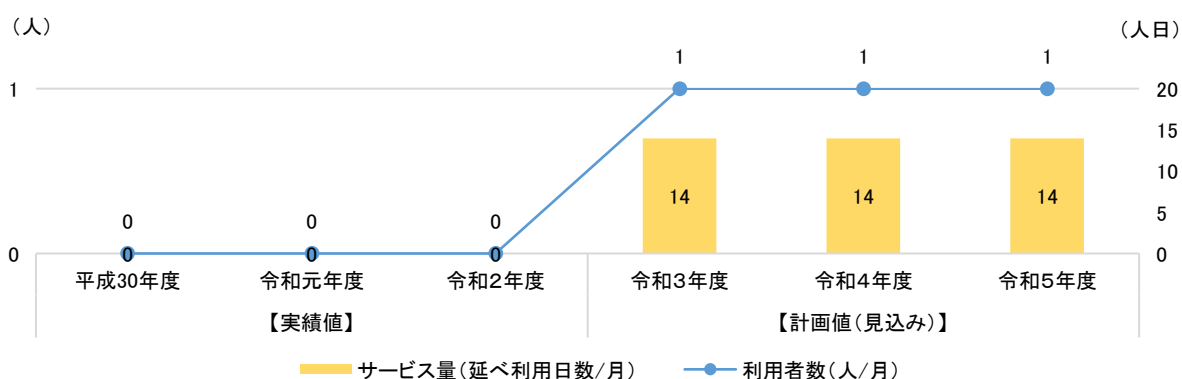
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
サービス量(延べ利用日数/月)	20	0	20	0	20	0
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	0

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第2期におけるサービス見込量

令和5年度における居宅訪問型児童発達支援の見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数1人/月，延べ利用日数14人日/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	14	14	14
利用者数(人/月)	1	1	1



見込量確保のための方策

■制度周知に努めるとともに，協議会において，支援のあり方等について検討します。

⑥ 障害児相談支援

【必要量見込に関する国の基本方針】

地域における児童数の推移，現に利用している障害児の数，障害児等のニーズ，医療的ケア児のニーズなどを勘案して，利用児童数の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○障害児相談支援の第1期計画と実績値

（単位：1月当たりの実利用者数）

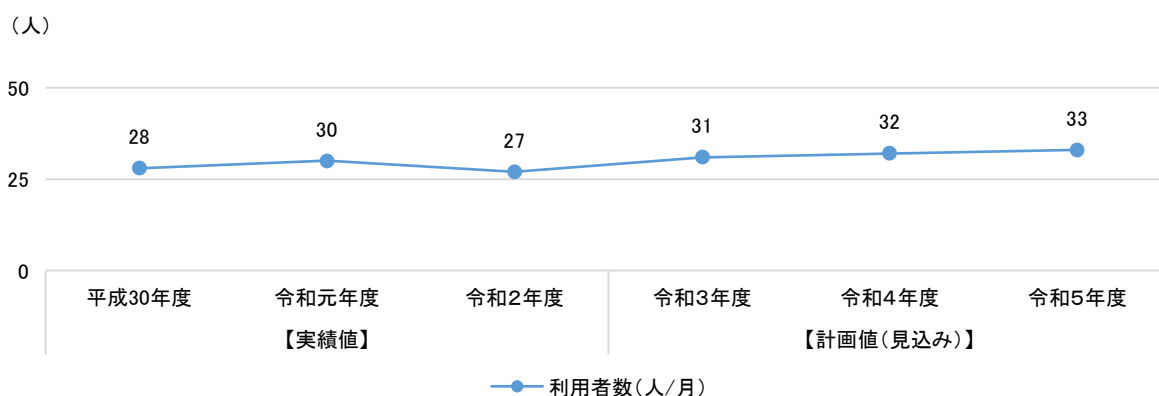
区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人/月)	20	28	20	30	20	27

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第2期におけるサービス見込量

令和5年度における障害児相談支援の見込量は，これまでの利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して算出，利用者数33人/月と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	31	32	33



見込量確保のための方策

■ ケース検討や研修等を通じて相談支援事業所の職員のスキルアップとサービス事業所との連携を図ります。

⑦ 医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの設置

【必要量見込に関する国の基本方針】

地域における医療的ケア児のニーズなどを勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定。

【実績値及び計画値（見込み）】

○医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの設置の第1期計画と実績値

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
配置人数(人)	1	2	1	2	1	2

※令和2年度の実績値は8月末現在の数値となっています

○第2期におけるサービス見込量

令和5年度における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込量は3人と設定しました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数(人)	2	3	3

見込量確保のための方策

- 県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修等に関して、相談支援事業所へ周知を行い、参加を促します。
- コーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を推進します。

第5章 計画の推進に当たって

1 推進体制の整備

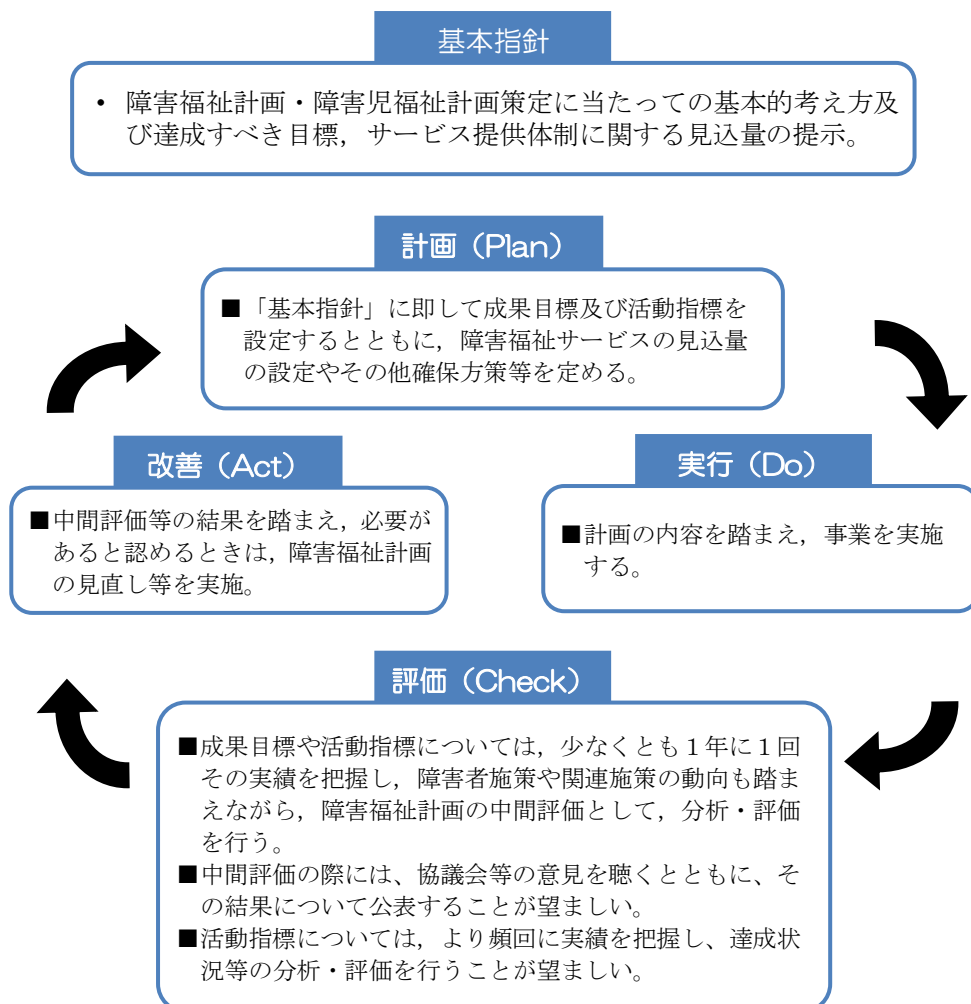
障害者やその家族に対する各種サービスの充実を目指し、市内の保健・福祉・医療・教育・労働・まちづくりなど、関係する課及び関係機関との連携をより一層強化するとともに、行政の枠にとらわれず関連する組織との連携を図り、計画の推進体制を整備することとします。

2 進捗管理及び点検・評価

本計画を着実に推進していくために、PDCAサイクルを用い、関係各課及び関係機関がそれぞれ担当する施策の進捗状況を把握するほか、南九州市地域自立支援協議会に報告し、評価・点検していきます。また、事務局となる福祉課が検証結果の調整・とりまとめを行い、計画全体の進捗状況について把握していきます。

なお、計画期間中においても、障害者のニーズの多様化、社会経済状況の変化など本市や障害者を取り巻く状況の変化により、計画の見直しが必要とされるときは、国や県の動向を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うものとします。

【PDCAサイクルのイメージ図】



資料編

1 南九州市障害福祉計画等策定委員会設置要綱

平成20年 8 月26日

告示第111号

改正 平成25年 6 月11日告示第97号

平成26年11月19日告示第174号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画を策定するため、南九州市障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 南九州市障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 南九州市障害者計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体を代表する者
- (2) 保健・医療関係機関を代表する者
- (3) 教育関係機関を代表する者
- (4) 雇用関係機関を代表する者
- (5) 障害者福祉施設を代表する者
- (6) 鹿児島県南薩地域振興局保健福祉環境部を代表する者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年の3月31日までとする。

2 委員の再任は妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成25年6月11日告示第97号）抄

(施行期日等)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の第10条の規定による南九州市児童デイサービス利用者負担額助成実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用し、第1条の規定による南九州市地域自立支援協議会設置要綱の規定、第2条の規定による南九州市地域活動支援センター機能強化事業（Ⅱ型）実施要綱の規定、第3条の規定による南九州市障害者相談支援事業及び南九州市地域活動支援センター事業実施要綱の規定、第4条の規定による南九州市日中一時支援事業実施要綱の規定、第5条の規定による南九州市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定、第6条の規定による南九州市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱の規定、第7条の規定による南九州市更生訓練費支給事業実施要綱の規定、第9条の規定による南九州市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱の規定、第11条の規定による南九州市福祉ホーム運営事業費補助金交付要綱の規定、第12条の規定による南九州市障害福祉計画等策定委員会設置要綱の規定、第13条の規定による南九州市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年11月19日告示第174号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

2 南九州市障害福祉計画等策定委員会 委員名簿

(敬称略)

No.	分野	委嘱団体等	職 名 等	氏 名
1	福祉関係団体	南九州市身体障害者協会	会長	深町 一稔
2		南九州市手をつなぐ育成会	会長	鮫島 俊行
3		南薩地区精神保健推進の会 南風会	会員	取違 孝一
4		南九州市民生委員・児童委員協議会連合会	理事	南部 貞子
5		南九州市社会福祉協議会	会長	森田 隆志
6	保健・医療	菊野病院	院長	菊野 竜一郎
7		南九州市役所 健康増進課健康推進係	係長	桑水流 智子
8	教育	県立南薩養護学校	教諭	松元 千恵
9		南九州市教育委員会 学校教育課学校教育係	参事兼指導主事	森山 新二
10	雇用	加世田公共職業安定所	統括職業指導官	吉留 光郎
11		なんさつ障害者就業・生活支援センター	主任就業支援員	入木田 麻衣子
12	障害者施設	社会福祉法人 あすなろ福祉会	常務理事	山本 茂樹
13		社会福祉法人 敬和会 障害者自立支援センター ぱれっと	施設長	満尾 吉見
14		社会福祉法人 更生会 障害者支援センター すてっぷ	管理者	中村 多聞
15		社会福祉法人 こだま会 地域活動支援センター にじの途	施設長	本村 琢也
16	行政	鹿児島県南薩地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	課長	田中 敏郎

(任期：令和2年7月1日～令和4年3月31日)

3 用語解説

あ行

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が学校や在宅等で日常的に行う、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

NPO

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称：NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

音声言語障害

音声を全く発することができないか、発声しても言語機能を喪失したものや、音声、言語のみを用いて意思を疎通することが困難なものをいう。

か行

基幹相談支援センター

身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う機関。

機能訓練

医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師という専門職員の行う、機能の維持・回復を目的とする訓練のこと。

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が積極的に参加貢献していくことができ、かつ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

グループホーム（共同生活援助）

地域の住宅（アパート・マンション・一戸建て等）において、数人の障害者が一定の経済的負担をおって共同で生活する住居。同居あるいは近隣に居住している世話人により食事の提供、相談その他の日常生活の支援が行われる。

ケアホーム（共同生活介護）

共同生活の住居に入居している障害者に対し、主に夜間に入浴や排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他日常生活上の支援を行うサービスのこと。

ケースワーカー

精神的・肉体的・社会的な面で何らかの欠陥をもつ人の相談相手となって解決指導にあたる人。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知機能に障害が起こること。

コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

更生訓練費

自立訓練または就労移行支援サービスを利用する障害者の方が、自立した日常生活や就労を希望する場合、訓練に必要な文房具・参考書など訓練を受けるための経費や通所のための経費（公共交通機関を利用する際の交通費）が一部支給される制度。

さ行

視覚障害

眼の機能の障害を指し、身体障害者福祉法では、身体障害の一種として、視力障害と視野障害に分けて規定している。

肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障害を有する状態。身体障害者福祉法では、①上肢、下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの、②上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほ

か、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害に該当する人を身体障害者としている。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。対象となる児童は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児等（乳幼児健診等で療育や訓練を受ける必要があると認められた児童を含む）。

児童発達支援センター

障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

社会的障壁

社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児という。

障害者基本法

障害者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。すべての障害者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障害を理由として差別されないことを基本理念とする。

障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障害・知的障害・精神障害という障害の種類に関係なく、福祉サービス等について共通の制度の下で一元的提供することとし、平成18年4月から施行され、平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障害者が障害の程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。

改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成25年4月に施行。

障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市町村は市町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。

身体障害者

「身体障害者福祉法」では、①視覚の障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害、⑥人免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障害の程度により1級から6級に認定される。

身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」に定められた、身体に障害があると判定された人に交付される手帳。各種福祉サービス等を利用する際に必要となる。

生産年齢人口

各国の国内で行われている生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口のこと。

精神障害者

統合失調症など精神（脳）の病気の結果、治療により症状は緩和されても残る「日常生活や社会生活のしづらさ・不器用さ」等の障害のある人をいう。この障害の原因には、①病気からくるもの、②薬の副作用からくるもの、③長期入院によるもの、④

社会経験の乏しさからくるものがある。

精神障害者保健福祉手帳

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者に関する法律」に基づき、精神障害の状態にあると認められた人に交付される手帳。各種の支援施策の推進、障害者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人の財産管理、日常生活上の法律行為などを、成年後見人等が本人に代わって行う制度のこと。成年後見制度には、将来判断能力が十分でなくなったときに備えてあらかじめ後見人となってくれる人を決め、その人との契約に基づいて行われる「任意後見制度」と、すでに判断能力が十分でない人のために、家族等が家庭裁判所に申し立てて行う「法定後見制度」の2種類がある。

相談支援事業所

ご本人・ご家族などからの相談に応じて、障害福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言を行う事業所のこと。

相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う者をいう。

た行

地域活動支援センター

障害によって働くことが困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設。

地域自立支援協議会

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う。

地域包括ケアシステム

人の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体

制を作っていく取組。

知的障害者

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人。

聴覚平衡障害

聴覚障害は「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡機能障害は、三半規管や中枢神経系などの働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障害があると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

な行

内部障害

身体障害者福祉法で規定する身体障害の一種類。呼吸器機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障害者としている。

難病

①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担制度や居宅生活支援事業がある。

ニーズ

一般的には、要望や需要をさす。社会福祉援助においては人間が社会生活を営むために欠くことのできない基本条件を持っていない状態の場合、ニーズをもっていると判断する。

ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障害者もそうでない人も、すべて人間として普通の生活を送ることができるように、共に暮らし、共に生きる社会こそが普通であるという福祉の考え

方（概念）のこと。

は行

発達障害

平成17年4月から施行された「発達障害者支援法」には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義されている。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障害を持つ者に対する援助等について定めた法律。平成17年4月施行。

バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障害者だけでなく、すべての人々にとって日常生活のなかに存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。

ピアサポート

「ピア」は仲間を意味し、「サポート」は支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Act）を行うという行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

ペアレントトレーニング

発達障害などの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

ペアレントメンター

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

補装具

身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。視覚障害者安全つえ、補聴器、義肢、車椅子、歩行器など。

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自らの労力等を他人や社会のために提供することという意味でとらえられるが、その内容・形態は多様であり、厳密な定義付けは困難である。

ま行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動等を実施する者。地域住民から社会福祉に関する相談を受けるだけでなく、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会問題にも取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における「児童委員」に充てられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方がされている。

や行

ユニバーサルデザイン

すべての人に快適で使いやすい環境やものを提供することを目指す、社会的な意識や態度をいう。障害者や健常者の分け隔てなく、だれもが住みやすいまちや公園、住みやすい食器や遊具など、まちづくりのあらゆる分野でこうした考え方を反映した取り組みがなされている。

ら行

リハビリテーション

障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階において主体的、自立的、自由といった人間本来の生き方の回復を目指す障害者施策の理念の1つ。

療育

障害のある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や障害の特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすること。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された人に対して一貫した指導・助言を行うとともに、各種の支援を受けやすくするための手帳。

南九州市
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

令和3年3月
【編集・発行】南九州市 福祉課
〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山 3234 番地
TEL：0993-56-1111

みな、みりよく！



南九州市